

1 「かすがい男女共同参画プラン」の概要

(1) 計画の基本目標

『男女共同参画社会の実現のために』

(2) 計画の基本理念

わが国においては、日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれています。その人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成をめざすものとして、男女共同参画社会基本法が制定されました。

これらを踏まえ、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

(3) 計画の基本的視点

この計画では、基本的な視点として次の3項目を掲げます。

① ジェンダー（社会的、文化的に形成された性別）に敏感な視点の定着と深化

ジェンダーとは、生物学的な性差ではなく、社会的・文化的につくられる「男らしさ」「女らしさ」のことです。ジェンダーに基づく偏見は、男性中心の社会システムを強化し、差別を再生産し、女性はもとより男性の人権をも侵害します。

一人ひとりが個人を尊重し合い、多様な個性を発揮するためには、まずこのような偏見から自由になることが不可欠です。

ジェンダーは日常生活のあらゆる場面に潜んでいるため、意識や制度・慣行をジェンダーに敏感な視点から見直していくことが必要です。

②エンパワーメント（力をもった存在になること）の促進

エンパワーメントとは、自己の中に力を蓄え、積極的な自分を創り出すこと、あるいは、権限の委譲や機会の提供によって潜在的な力を引き出すことです。1995年の「北京会議」の宣言の中に実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加（エンパワーメント）が盛り込まれました。

政治的・経済的・社会的・文化的分野において女性の参画を拡大するなどエンパワーメントの体制を整備していくことが必要です。

③パートナーシップ（対等な協力関係）の推進

パートナーシップとは、立場の異なる者が、お互いの違いを認め合い、尊重し、そのうえで共通の目的のために力を合わせ、

成果を分かち合うことです。

男女共同参画社会の形成のためには、まず男性と女性とのパートナーシップを確立すること、そして、市民・市・社会活動団体・企業などが対等なパートナーとして協力すること、さらに、国を越えてパートナーシップを築き、協力の輪を広げていくことが必要です。

(4) 計画の性格

① この計画は、「かすがい女性プラン21」（平成8年（1996年）3月策定）の成果や課題を継承しつつ、市民と市が協働して取り組むべき目標と具体的な施策を明らかにするものです。

また、あらゆる場面で実践的な活動が行われるよう、市民や企業などに期待する役割を示しています。

② この計画は、国の「男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン21」と整合性を図りながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

③ この計画は、市民参加による「春日井市男女共同参画懇話会」の提言（平成13年（2001年）3月）を踏まえ、また、広く市民から寄せられた意見を反映して策定しています。

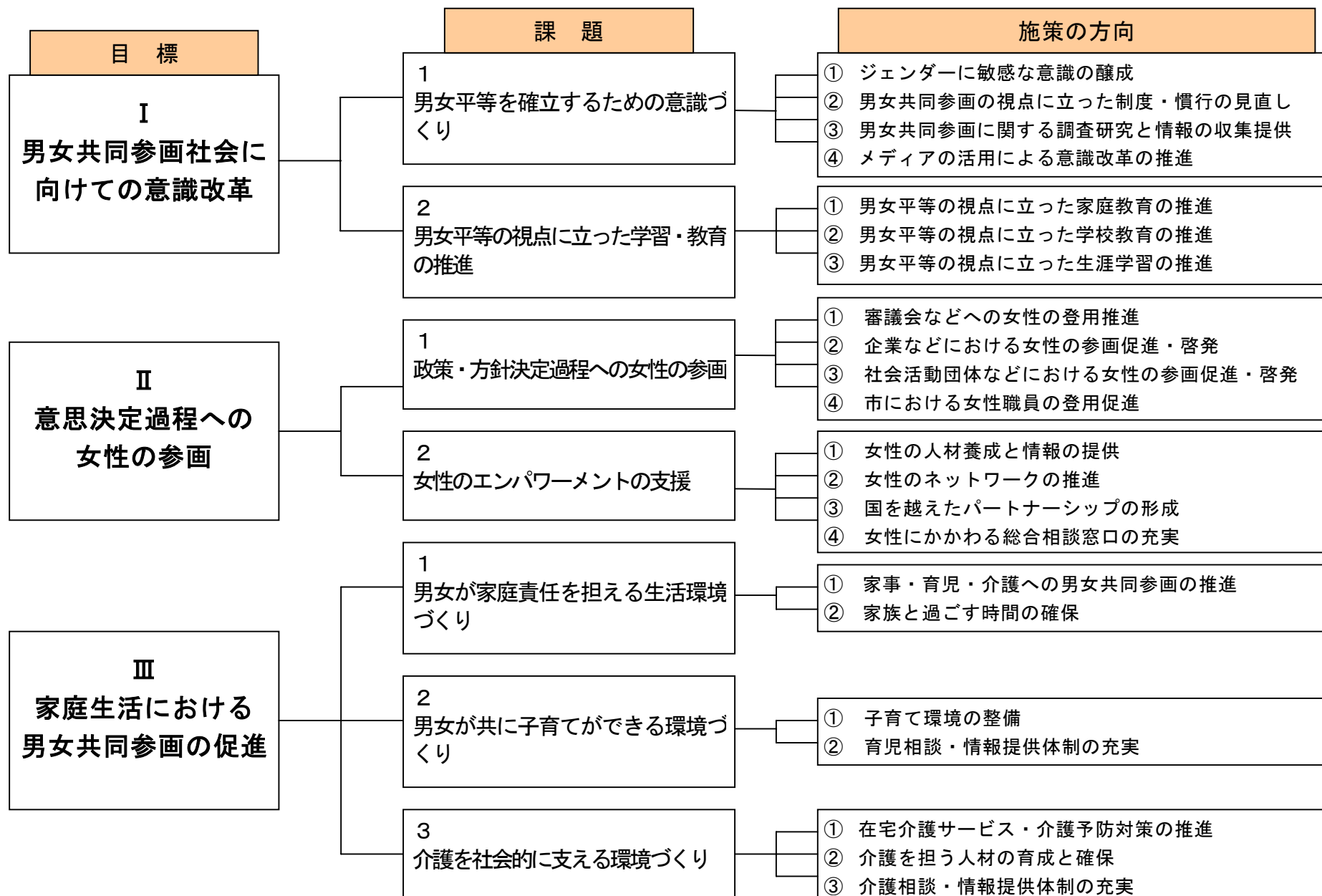
④ この計画は、「第四次春日井市総合計画」との整合性を図り、計画の推進を通して、より質の高い市民生活をめざす春日井市のまちづくりに寄与するものです。

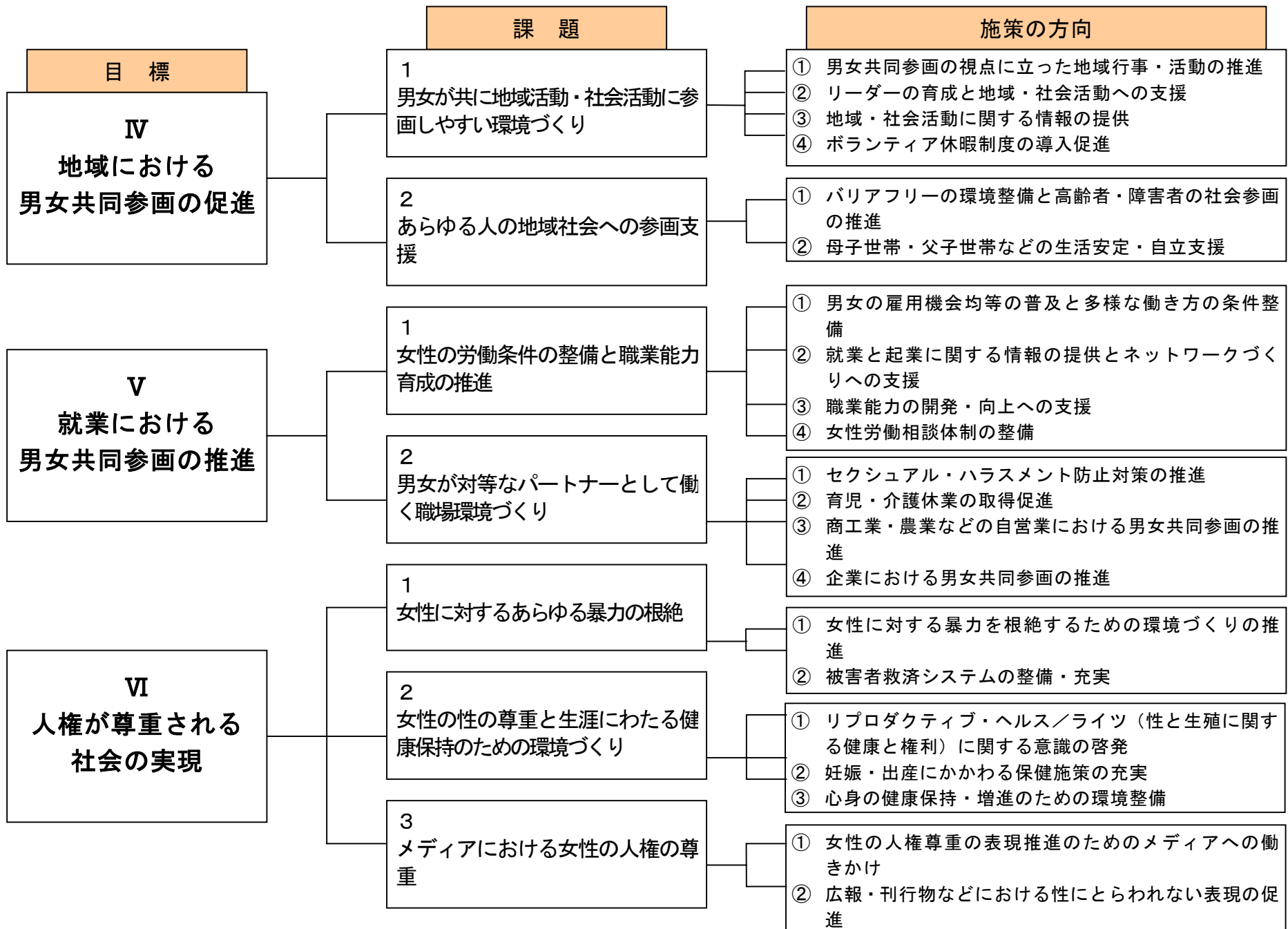
(5) 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度（2002年度）から平成23年度（2011年度）までの10年間とします。

ただし、今後の社会情勢や環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 「かすがい男女共同参画プラン」の体系





3 平成 16 年度・17 年度男女共同参画プランの主な取組みについて

[目標 I] 男女共同参画社会に向けての意識改革

1 男女共同参画情報紙（はるか）の発行【I-1-①-1-1】

男女平等意識づくりの啓発を目的に、平成 10 年から発行している男女共同参画情報紙（はるか）を平成 15 年度には、情報紙の作成に当たりより多くの市民の意見を反映させるため、編集委員を公募し、情報紙を多色刷りにするとともにページ数も増やし内容を充実させました。平成 17 年度は編集委員の任期満了に伴い、新たに委員を公募しました。また、情報紙の表紙の図案を引き続き募集し、市民の手づくりによる情報紙をめざします。

2 広報、ビデオなどによる啓発【I-1-①-1-2】

男女共同参画社会実現に向けて行っている広報の啓発としては、平成 16 年度に、4 コマ漫画で男女共同参画について紹介する「かがやく^{ひと}女と^{ひと}男」のコーナーを年 5 回設け 11 月 1 日号において特集記事を組みました。平成 17 年度も引き続き積極的に情報発信します。

3 男女共同参画推進月間の周知【I-1-①-2-1】

ジェンダーや女性問題について、市民、社会活動団体、企業及び市が共に考える機会を設け、男女共同参画社会づくりの気運を一層高めるために平成 16 年度に「毎年 11 月」を「男女共同参画推進月間」としました。平成 17 年度においても「男女共同参画市民フォーラム」の開催を中心に公民館等公共施設においてパネル展示による啓発活動を継続的にを行います。

4 市職員研修の実施【I-1-①-3-1】

職員一人ひとりがジェンダーに敏感な視点で事業にあたることができるよう、ジェンダーについての知識と理解を深めるため、人事課の階層別職員研修のなかで、2級及び4級職員、主査職前期の職員を対象に「男女共同参画」について平成14年度から開始した職員研修を平成17年度においても継続して実施いたします。

5 啓発資料の作成・提供【I-1-②-4-1】

ジェンダーに敏感な意識の醸成には、子どもの頃からの学習・教育が必要不可欠であることから、平成16年度には、保育園・幼稚園児を対象とした紙芝居（7作品）の作成及び中学生を対象としたジェンダー・ディスカッションを開催しました。平成17年度は、平成14年度より募集しているジェンダー川柳をもとに（仮称）ジェンダーかるた（44枚）を作成するとともに、親子で学習できる場づくりとして親子かるた取り大会を開催いたします。

6 ジェンダーに関する講座の開催【I-1-②-4-2】

家庭・地域などさまざまな場における男女に不平等な慣行、習慣を是正するような啓発事業として平成17年度からは、老人クラブを対象に意識啓発のための出前講座を随時実施いたします。

7 保育士・教職員への研修の実施【I-2-②-12-1】

児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識をうえつけないよう、学校教育課においては、平成14年度には教頭研修会において「男女共同参画社会をめざして」、平成15年度には、教務・校務合同研修会において「学校教育と男女共同参画」、平成16年度は「男女共同参画を取りまく状況について」をテーマに研修を実施しましたが、平成17年度においても継続して実施いたします。

[目標Ⅱ] 意思決定過程への女性の参画

1 審議会への女性委員登用推進【Ⅱ-1-①-18-1】

政策・方針を決定する場に女性が参画し、その意見を反映することができるよう、市の審議会等での女性委員比率30%を目標に設定していますが、市の内部組織である「男女共同参画推進本部会議」や「推進連絡会議」を通じて、全庁的に女性委員の登用促進を図りました。平成17年度の登用状況は、法令・条例に基づく38の審議会等の内、全体人数が減少となったため、女性委員数は132名（141名）になりましたが、女性登用率としては24.3%（24.0%）に上昇いたしました。

※（ ）は、平成16年度実績

2 女性職員の管理職への登用促進【Ⅱ-1-④-23-1】

主査職を含めた指導的立場にある女性職員（行政職）の登用に努めた結果、平成17年4月1日付け人事異動における指導的立場にある女性職員の割合は、平成16年度は5.8%、平成17年度では6.6%となっています。

3 管理職研修の実施【Ⅱ-1-④-24-1】

「かすがい男女共同参画プラン」の理解を深めるとともにジェンダーに敏感な視点を深め、男女共同参画の実現に向け、施策の推進と意識改革を図るため、平成14年度には部・次長、課長職を、平成15年度には課長補佐職を、平成16年度からは新任の課長補佐職をそれぞれ対象に「男女共同参画研修」を実施しました。平成17年度では、新任の課長補佐職と平成15年度の課長補佐職での未受講者を対象に実施いたします。

4 在住外国人への支援【Ⅱ-2-②-31-1】

言葉や生活習慣の違いなどから孤立したり、暮らしにくさを感じている外国人の支援をするため、児童手当制度につ

いての案内を英語・スペイン語・中国語・ポルトガル語で作成し、必要とする人に窓口で配付しました。平成17年度についても引き続き実施いたします。

[目標Ⅲ] 家庭生活における男女共同参画の促進

1 乳児保育、障害児保育の充実【Ⅲ-2-①-40-1】

働く親の就労形態により多様化した保育ニーズに対応できるよう、様々な保育サービスの充実を図っていきます。特に、待機児童の減少を図るため、保育園全体の定員を平成17年4月に80人増やしました。また、平成16年度に6園あった障害児保育については、平成17年度には8園に、さらに平成18年4月に2園増やす予定です。その他、平成16年度から認可保育所の設置に向けて県と協議し、平成17年10月の開設に向けて支援・指導を行っていきます。

2 一時保育、延長保育、病児保育の充実【Ⅲ-3-①-40-2】

保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合のために、保育施設の機能の強化を図っていきます。平成15年度3園（延べ利用児童数5,599人）あった一時保育実施園を、平成16年度2園（5園 延べ利用児童数6,366人）、平成17年度は1園増やす予定です。また、延長保育は平成15年度6園から平成16年度に1園、平成17年度さらに1園増やします。また、特定保育を平成17年10月から1園で実施する予定です。

3 介護サービス職員の資質向上の支援、施設職員などへのジェンダーに関する研修の実施【Ⅲ-3-②-49-1、2】

平成14年度から、「介護は女性の役割」という社会通念を排除し、介護の社会化を推進するとともに、よりよい介護サービスの提供が図れるよう介護サービス事業者及びその従業者を対象に講習会を実施しました。平成17年度についても引き続き実施します。

[目標Ⅳ] 地域における男女共同参画の促進

1 ボランティア活動への支援、NPO法人化などへの支援【Ⅳ-1-②-60-1、2】

平成14年度に策定した「春日井市ボランティア活動推進基本計画」をもとに施策を推進しています。平成15年度には、情報紙「ボランティア・NPO情報」を創刊するとともに愛知県発行の「特定非営利活動法人の手引き」等を公共施設の窓口に置き、法人化取得や運営のノウハウなどの情報提供を始めとしたNPO活動を支援するためのPRを行いました。市内では、平成16年度には、27(21)のNPO法人が認証されています。今後さらに支援をしていきます。

※()は、平成15年度実績

[目標Ⅴ] 就業における男女共同参画の推進

1 求人情報の提供【Ⅴ-1-②-73-1】

仕事に就いていない若者(学卒無業者やフリーター等)に対し、職業生活や職業に関するさまざまな情報を入手できるように、平成17年度から、個別相談や電話相談事業として「青少年しごとふれあい相談」をレディヤンかすがいに開設し、気軽に求人情報を入手できる相談事業を実施いたします。

2 企業向けセクシュアル・ハラスメント防止啓発【Ⅴ-2-①-79-1】

平成16年度より、事業主、人事・労働担当者を対象にパートタイム雇用管理セミナーを行っています。セクシュアル・ハラスメント防止についても一部取り上げ、啓発しました。平成17年度についても継続して実施します。

[目標Ⅵ] 人権が尊重される社会の実現

1 被害者の相談体制の充実【Ⅵ-1-②-89-1】

平成14年度は、レディヤンかすがいで行われていた女性相談や家庭相談のほかに毎週土曜日に面接による女性専門相

談を新設し、第1・3土曜日には、弁護士による「法律相談」、第2・第4土曜日には、カウンセラーによる「こころの相談」を設けました。また、平成15年度には、DVやセクハラなどの性別による人権侵害に関する「男女人権相談」を新設しました。この結果、レディヤンかすがいの女性に関する相談について、火曜日から土曜日までの相談体制が整備されました。さらに、平成16年度には、毎週木曜日に行われている家庭相談の相談時間を、1時間30分延長し、相談体制を強化しました。平成17年度も引き続き相談窓口のPRをおこない市民へ周知するとともに、相談員の資質を高めてまいります。

2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知【VI-2-①-90-1】

思春期教育研究委員会において、平成14年度に中学生・高校生向けの性教育冊子（すてきにコミュニケーション、思春期の性について学ぼう！）を、平成15年度は、相談を受ける指導者向けの「思春期保健相談Q&A」の手引書を作成し周知しました。さらに平成16年度には指導者が授業等で活用できる「いのちの学習 指導案例集 2004 性・エイズ教育」（中間報告書）を作成・配布しました。平成17年度においても引き続き活用していきます。

3 広報など行政情報紙の点検・見直し【VI-3-②-100-1、101-1】

内閣府男女共同参画局が作成した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を平成15年度に各所属に配布し、この手引をもとに、ポスターやチラシ等公的広報等を制作する場合において、表現が男女のいずれかに偏っていないか、性別によってイメージを固定化していないかなど、男女対等の視点で見直し・点検を行いました。平成17年度においても継続して実施します。

平成 1 6 年度事業実績・平成 1 7 年度事業予定

目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革

課題1 男女平等を確立するための意識づくり

① ジェンダーに敏感な意識の醸成

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
1 男女平等意識をつくる 啓発活動の推進	男女共同参画情報紙 （はるか）の発行 （I-1-①-1-1）	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画情報紙「はるか」を通じ、男女平等意識をさらに推進した。また、男女共同参画に関するカットを市民から募集し表紙として採用するとともに、できるだけ多くの市民を紹介し、公募編集委員の手づくりによる情報紙をめざした。 第13号「ドイツ人から見た日本の男女共同参画」 （平成16年10月発行） 第14号「今、介護の現場では」 （平成17年4月発行） ※市民から募集したカットを「はるか」の表紙に採用 ・形態 A4版、8ページ、2色刷り（一部多色刷り） ・発行部数 各5,000部 ・配布先 各公共施設窓口、関係団体、事業者（193社）、関係各市等 ・公募委員 4名（女性3名、男性1名） ・アドバイザー 1名（女性1名）	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画情報紙「はるか」を通じ、男女平等意識をさらに推進する。また、男女共同参画に関するカットを市民から募集し表紙として採用するとともに、今年度、新たに編集委員を公募し、市民の手づくりによる情報紙をめざす。 第15号「未定」（平成17年10月発行予定） 第16号「未定」（平成18年4月発行予定） ※市民から募集したカットを「はるか」の表紙に採用 ・形態 A4版、8ページ、2色刷り（一部多色刷り） ・発行部数 各5,000部 ・配布先 各公共施設窓口、関係団体、事業者（193社）、関係各市等 ・公募委員 5名（女性4名、男性1名） ・アドバイザー 1名（女性1名）	青少年女性課
	広報、ビデオなどによる啓発 （I-1-①-1-2）	男女共同参画社会実現に向けて行っている施策・事業について、広報で積極的に情報発信した。（配付部数 97,500部） ・かがやく女と男（ひととひと）のコーナー（年4回） ・男女共同参画社会の啓発（11月1日号2頁） ・かすがい男女共同参画市民フォーラム	男女共同参画社会実現に向けて行っている施策・事業について、広報で積極的に情報発信する。（配付部数 97,500部） ・かがやく女と男（ひととひと）のコーナー（年4回） ・男女共同参画社会の啓発（11月1日号2頁）	広報広聴課
2 男女共同参画推進月間の設置	男女共同参画推進月間の周知 （I-1-①-2-1）	ジェンダーや女性問題について、市民、社会活動団体、企業および市が共に考える機会を設けるとともに、男女共同参画社会づくりの気運を一層高めるために推進月間を設置した。 ・「第3回男女共同参画市民フォーラム」で11月を男女共同参画推進月間とする宣言をおこなった。 ・男女共同参画特集（広報かすがい11月1日号） ・坂下公民館（11月1日～16日）、レディヤンかすがい（16日～24日）、本庁1階市民ホール（24日～30日）において啓発パネルの展示	ジェンダーや女性問題について、市民、社会活動団体、企業および市が共に考える機会を設けるとともに、男女共同参画社会づくりの気運を一層高めるために、推進月間において啓発をおこなう。 広報での周知や公民館等公共施設において啓発事業を行う。	青少年女性課

	<p>男女共同参画フォーラムの開催 (I-1-①-2-2)</p>	<p>男女共同参画社会の実現をめざした意識啓発を目的にジェンダーや女性問題について、市民、社会活動団体、企業、市が共に考える機会として、「かすかい男女共同参画市民フォーラム」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 11月20日(土) ・テーマ かかやく個性 のびやかな暮らしを求めて -男と女のファミリーバランス- ・場 所 青少年女性センター(レディヤンかすかい) ・参加者 300人 <p>○内 容</p> <p>基調講演(テーマ)「お笑いジェンダー論~子育て編~」 講師 東京大学大学院助教授 瀬地山角氏 ジェンダー紙芝居実演(坂下保育園保育士) 「みこちゃんちは おおさわぎ!!」</p> <p>パネルディスカッション(テーマ) 「男と女のファミリーバランス」 コーディネーター 愛知淑徳大学講師 松田照美氏 パネラー 東京大学大学院助教授 瀬地山角氏 市民 佐藤由佳氏 フレデルック・レベル氏</p> <p>ジェンダー川柳入賞者表彰 募集期間 9月1日~9月30日 応募数 245句 最優秀賞 「ふたりして子育て日記うめあえり」 優秀賞2句、入選20句、佳作52句 その他 男女共同参画に関するパネル展示</p>	<p>男女共同参画社会の実現をめざした意識啓発を目的にジェンダーや女性問題について、市民、社会活動団体、企業、市が共に考える機会として、「かすかい男女共同参画市民フォーラム」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 11月5日(土) ・場 所 青少年女性センター(レディヤンかすかい) ・テーマ 未定 ・内 容 未定 	<p>青少年女性課</p>
<p>3 市職員研修の充実</p>	<p>市職員研修の実施 (I-1-①-3-1)</p>	<p>職員一人ひとりがジェンダーに敏感な視点で事業にあたることできるよう、ジェンダーについて知識と理解を深めるための研修を実施した。</p> <p>階層別研修における「男女共同参画」についての研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3部(2級職員)研修 9月14日(1.5時間) 講師 青少年女性課男女共同参画推進担当 51名対象 ・第3部(4級職員前期)研修 6月30日(2時間) 講師 青少年女性課女性担当主査 15名対象 ・第4部(主査職前期)研修 10月26日、11月9日(各2時間) 講師 愛知淑徳大学講師 松田照美氏、45名対象 	<p>職員一人ひとりがジェンダーに敏感な視点で事業にあたることできるよう、ジェンダーについて知識と理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>階層別研修における「男女共同参画」についての研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3部(2級職員)研修 2月7日(1.5時間) 講師 青少年女性課男女共同参画推進担当主査 51名対象 ・第3部(4級職員)研修 5月18日(2時間) 講師 青少年女性課長 37名対象 ・第4部(主査職前期)研修 10月25日、11月8日 講師 愛知淑徳大学講師 松田照美氏、47名対象 	<p>人事課</p>

② 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
4 家庭、地域、職場などにおける制度、慣行の見直し	啓発資料の作成・提供 (I-1-②-4-1)	<p>ジェンダーに敏感な意識の醸成のためには、子どもの頃からの学習・教育が必要不可欠であり、幼稚園・保育園児を対象とした紙芝居の作成や、中学生を対象とした討論会を開催し、男女共同参画の理解を深めるための啓発を行った。</p> <p>また、広報春日井に4コマ漫画による啓発記事を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー紙芝居（幼児向き） ジェンダー紙芝居編集委員会委員（保育士7名）を中心に7話を作成 柏原保育園において父母を招いた発表会を開催(10月14日) 図書館での市民への貸し出し及び各保育園でも随時読み聞かせを行った。 ・中学生によるジェンダー・ディスカッション（8月5日） テーマ「女であることの損得・男であることの損得」 市内中学生（2年生）男女16名 ・広報春日井における4コマ漫画掲載による啓発 年6回（内1回は特集記事）、4コマ漫画を掲載し、市民に分かりやすく啓発した。 ・（男女共同参画情報紙「はるか」の発行I-1-①-1-1参照） 	<p>ジェンダーに敏感な意識の醸成のためには、子どもの頃からの学習・教育が必要不可欠である。17年度は幼児から小学生までを対象としたかるたの作成をし、遊びながらジェンダーについて学び、男女共同参画の理解を深めるための啓発を行う。</p> <p>また、16年度に引き続き広報春日井に4コマ漫画による啓発記事を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーかるた（幼児～小学生向け）（18年1月上旬完成予定） 平成14年度から男女共同参画市民フォーラム実行委員会で募集している「ジェンダー川柳」の入選句を中心にかるたを作成 「親子かるた取り大会」の実施 ・広報春日井における4コマ漫画掲載による啓発 年6回（内1回は特集記事）、4コマ漫画を掲載し、市民に分かりやすく啓発する。 ・（男女共同参画情報紙「はるか」の発行I-1-①-1-1参照） 	青少年女性課
	ジェンダーに関する講座の開催 (I-1-②-4-2)	<p>男女共同参画社会の実現をめざして、男女が多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野へ参画できるよう男女共同参画セミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座名 女性のためのエンパワーメントセミナー（7回講座） ・テーマ 開講式、男女共同参画とは（7月6日） 自分らしさを阻む壁（7月13日） ・講師 人材養成コンサルタント 松田照美氏 結婚・離婚の法律知識（8月3日） ・講師 弁護士 村瀬桃子氏 女性をめぐる年金制度（9月14日） ・講師 社会保険労務士 平松和子氏 	<p>男女共同参画社会の実現をめざして、男女が多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野へ参画できるよう男女共同参画セミナーを開催する。また、新たに市民を対象に、家庭生活や社会活動で男女がよきパートナーとしてお互いを助け合うことができるよう意識啓発のための出前講座を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座名 女性のためのエンパワーメントセミナー（7回講座） ・講座名 うえいくあっぷセミナー ・テーマ、開催日、講師 未定 	青少年女性課

	<p>(続き) ジェンダーに関する講座の開催 (I-1-②-4-2)</p>	<p>よりよい人間関係をつくるために—自分らしさを大切に伝えよう— (10月5日) ・講師 フェミニストカウンセリングなごや 水野三佐子氏 メディアと老い—思い込みからの脱出— (10月26日) ・講師 NPO法人ウィン女性企画 重原惇子氏 これからの自分 (11月2日) ・講師 人材養成コンサルタント 松田照美氏 ・開催場所 レディヤンかすがい ・受講者数 32人 (延べ155人)</p> <p>・講座名 うえいくあつぷセミナー (2回講座) ・テーマ 子育てとジェンダー (3月5日・12日) —児童虐待の背後にあるもの— ・講師 子ども虐待防止ネットワーク・あいち 林 恵美子氏 ・開催場所 レディヤンかすがい ・受講者数 29人 (延べ52人)</p>	<p>・講座名 男女共同参画出前講座 ・日時 随時 ・内容 老人クラブ等を対象に、男女共同参画についての意識啓発を行う。</p>	<p>青少年女性課</p>
		<p>家庭、地域、職場など男女不平等な慣行、慣習に気づき、ジェンダーの視点にたって考える講座を開催した。 ・いきいきレディースセミナー 3回 参加者 11人 実施日 9月2日～9月16日 (各木曜日) 内 容 新しい社会に向けて家族について考える。 ・いきいきレディースセミナー 3回 参加者 28人 実施日 2月15日～3月1日 (各火曜日) 内 容 異文化を知る—ドイツの家庭・世界の茶文化を学ぶ ・いきいきメンズセミナー 3回 参加者 16人 実施日 2月11日～2月25日 (各金曜日) 内 容 旅の楽しみ方・菜園生活・料理などのライフワークを学ぶ</p>	<p>家庭、地域、職場など男女不平等な慣行、慣習に気づき、ジェンダーの視点にたって考える講座を開催する。 ・いきいきレディースセミナー 4回 実施日 8月26日～9月16日 (金曜日) 内 容 コミュニケーションで暖かい人間づくりと声と言葉のトレーニング ・いきいきレディースセミナー 3回 実施日 未定 ・いきいきメンズセミナー 3回 実施日 未定</p>	<p>青少年女性センター</p>
	<p>出前講座の活用 (I-1-②-4-3)</p>	<p>(II-2-①-26-2「出前講座の活用」参照)</p>	<p>(II-2-①-26-2「出前講座の活用」参照)</p>	<p>生涯学習課</p>

<p>5 女性の人権に関する周知・啓発</p>	<p>女性の人権に関する国内法令・国際条約の周知 (I-1-②-5-1)</p>	<p>女性の人権問題に関連する国内法令や国際条約などについて資料を提供し、周知を図った。 〔配布・掲示〕 ・「女性に対する暴力」に関する啓発ポスター 「『もう、がまんできない!』と言う。それも勇気です。』 ・レイプの二次被害を防ぐために一被害者の回復を助ける7つのポイント 〔資料〕 ・「国際人身売買」禁止法は必要か ・女性に対する暴力「戦争と女性」 ・支援者のためのマニュアル「DVと保健医療」 ・新しい関係を築くためのヒント―離婚後の面接での事例を中心として ・在日外国人女性のDV被害に対する社会的資源―その現状と課題 ・援助者育成研修会・アンケート分析 ・高校生の性暴力被害実態調査 ・その他 国やアジア女性基金より送られてきた各種人権等に関する啓発資料を市内公共施設にて掲示・配布した。</p>	<p>女性の人権問題に関連する国内法令や国際条約などについて資料を提供し、周知を図る。 〔配布・掲示〕 ・「女性に対する暴力」に関する啓発ポスター 「妻や恋人に手をあげたことがある方へ、『警告します!』」 ・「全国シェルターシンポジウム2005in あいち」(9月開催)のチラシ等の配布 ・「人間の安全保障・地球市民フォーラム 2005」(7月開催)のチラシ等の配布 国やアジア女性基金より送られてきた各種人権等に関する啓発資料を市内公共施設にて掲示・配布する。</p>	<p>青少年女性課</p>
-----------------------------	--	--	--	---------------

③ 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集提供

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
6 男女共同参画に関する資料の収集・提供	男女共同参画に関する資料の収集・提供 (I-1-③-6-1)	<p>国・県および他市などが発行する男女共同参画関連の資料や女性問題に関する資料を収集する。併せて、他市町村の男女共同参画に関する計画(プラン)、男女共同参画情報紙などを収集し、青少年女性課窓口又は青少年女性センターにおいて、情報提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度男女共同参画週間(内閣府 6月)ポスター7枚、チラシ50枚 青少年女性課窓口、レディヤン、各ふれあいセンターにて掲示、配布(研修等) ・女性関係施設連絡会議(5月20日)高浜市 ・平成16年度市町村男女共同参画施策担当者会議(5月24日)愛知県三の丸庁舎 ・男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(6月25日)東京厚生年金会館 ・平成16年度市町村男女共同参画行政主管課長会議(11月17日)愛知県自治センター 	<p>国・県および他市などが発行する男女共同参画関連の資料や女性問題に関する資料を収集する。併せて、他市町村の男女共同参画に関する計画(プラン)、男女共同参画情報紙などを収集し、青少年女性課窓口又は青少年女性センターにおいて、情報提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度男女共同参画週間(内閣府 6月)ポスター、チラシを青少年女性課窓口、レディヤン、各ふれあいセンターにて掲示、配布予定(研修等) ・女性関係施設連絡会議(5月19日)知多市 ・平成17年度市町村男女共同参画施策担当者会議(5月25日)愛知県三の丸庁舎 ・平成17年度市町村男女共同参画行政主管課長会議(7月)愛知県自治センター ・平成17年度市町村男女共同参画行政担当者研修会(7月14・15日)ウィルあいち ・日本女性会議2005ふくい(10月7日~8日)フェニックス・プラザほか 	青少年女性課 青少年女性センター
7 意識調査の実施および情報提供	男女共同参画意識調査の実施 (I-1-③-7-1)	実績なし ※ 前回調査「女性の生活と意識に関する実態調査」(平成9年)	予定なし ※ 前回調査「女性の生活と意識に関する実態調査」(平成9年)	青少年女性課

④ メディアの活用による意識改革の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
8 メディアなどによる啓発および情報の収集・提供	ケーブルテレビの活用による啓発 (I-1-④-8-1)	男女共同参画への理解をより一層広め、深めるようケーブルテレビを活用して情報提供をした。 ・名称 市政だより(年間52番組を制作・放映) ・内容 ・平成16年4月「レディヤンかすがいからのお知らせ～レディヤンかすがい相談室をご利用ください。」(ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどに関する「男女人権相談」をPRした。) 放映期間 平成16年4月26日～5月2日 ・平成16年11月「男女共同参画市民フォーラム」 放映期間 平成16年11月29日～12月5日	男女共同参画への理解をより一層広め、深めるようケーブルテレビを活用して情報提供をする。 ・名称 市政だより(年間52番組を制作・放映) ・内容 ・男女共同参画への理解をより一層広め、深めることができる番組を、制作・放映する。	広報広聴課
	ホームページによる情報の収集・提供 (I-1-④-8-2)	市民が男女共同参画への理解をより一層広め、深めるよう市のホームページを活用して情報提供に努めた。 ・「春日井市男女共同参画審議会委員」を募集します(平成16年4月) ・かすがい市男女共同参画情報紙「はるか」の表紙を募集します(平成16年5月) ・「女性のためのエンパワーメントセミナー」受講者募集(平成16年6月) ・かすがい市男女共同参画情報紙「はるか」第12号(平成16年4月) 第13号(平成16年10月) ・ジェンダー川柳作品集、実施状況報告書(平成15年・16年)、審議会議事要旨、その他講座のお知らせ等	市民が男女共同参画への理解をより一層広め、深めるよう市のホームページを活用して情報提供に努める。 ・かすがい男女共同参画情報紙「はるか」第14号(平成17年4月) 第15号(平成17年10月) ・女性登用(平成17年7月) ・ジェンダー川柳作品集、実施状況報告書(平成16年・17年)、審議会議事要旨、その他講座のお知らせ等	青少年女性課

課題2 男女平等の視点に立った学習・教育の推進

① 男女平等の視点に立った家庭教育の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管																						
9 男女平等意識を育てる 家庭教育の推進	家庭教育に関する講座 の開催 (I-2-①-9-1)	<p>家庭における固定的な性別役割分担意識を払しょくし、男女平等意識を高める家庭教育を推進した。また、学習機会の設定については、時間帯、内容など男性の参加にも配慮した。</p> <p>(I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性のための料理入門(4回) 参加者25人 実施日 6月6日~7月18日(隔週土曜日) 内容 料理の基本を学ぶ ・働く男女の家庭介護(6回) 参加者7人 実施日 9月4日~10月23日(各火曜日) 内容 仕事と介護の両立に役立つ予備知識を学ぶ ・家族ふれあい教室(1回) 参加者11組 実施日 9月18日(土曜日) 内容 レクリエーションを通しての家族のふれあいを学ぶ ・いきいきメンズセミナー(3回) 参加者16人 実施日 2月11日~2月25日(各金曜日) 内容 旅の楽しみ方・菜園生活・料理などのライフワークを学ぶ 	<p>家庭における固定的な性別役割分担意識を払しょくし、男女平等意識を高める家庭教育を推進した。また、学習機会の設定については、時間帯、内容など男性の参加にも配慮する。</p> <p>(I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性のための料理入門(4回) 実施日 5月15日~6月26日(隔週日曜日) 内容 料理の基本を学ぶ ・家族のふれあい教室(1回) 実施日 8月27日(土曜日) 内容 音遊びで親子のふれあいを学ぶ ・いきいきメンズセミナー(3回予定) 実施日 未定 	<p>青少年女性課</p>																						
		<p>さまざまな家族が集い、ふれあい、共同体験をすることにより、男女がいきいきとした家庭生活を営むよう、学習機会を提供した。</p> <table border="1" data-bbox="712 1042 1256 1305"> <tr> <td>・親子でダンボール工作教室 (平成16年8月5日 1回)</td> <td>高蔵寺</td> </tr> <tr> <td>・親子バレーン教室 (平成17年3月26日、27日 2回)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・親子ふれあい遊び(2講座16回)</td> <td>南部</td> </tr> <tr> <td>・親子手打ちうどん作り(夏休み)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・親子でリトミック(年2回講座、各8回)</td> <td>西部</td> </tr> </table> <p>・親子教室 ふれあい広場 毎週水曜日 10時~11時 50回 4,917人参加</p>	・親子でダンボール工作教室 (平成16年8月5日 1回)	高蔵寺	・親子バレーン教室 (平成17年3月26日、27日 2回)		・親子ふれあい遊び(2講座16回)	南部	・親子手打ちうどん作り(夏休み)		・親子でリトミック(年2回講座、各8回)	西部	<p>さまざまな家族が集い、ふれあい、共同体験をすることにより、男女がいきいきとした家庭生活を営むよう、学習機会を提供する。</p> <table border="1" data-bbox="1308 1042 1852 1273"> <tr> <td>・夏休み子どもクッキー作り教室(7月)</td> <td>味美</td> </tr> <tr> <td>・親子でダンボール工作教室 (平成17年8月上旬)</td> <td>高蔵寺</td> </tr> <tr> <td>・親子ふれあい遊び(年2講座、各8回)</td> <td>南部</td> </tr> <tr> <td>・親子うどん作り(夏休み)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・親子ピザ作り(冬休み)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・親子でリトミック(年2回講座、各8回)</td> <td>西部</td> </tr> </table> <p>・親子教室 ふれあい広場 毎週水曜日 10時~11時</p>	・夏休み子どもクッキー作り教室(7月)	味美	・親子でダンボール工作教室 (平成17年8月上旬)	高蔵寺	・親子ふれあい遊び(年2講座、各8回)	南部	・親子うどん作り(夏休み)		・親子ピザ作り(冬休み)		・親子でリトミック(年2回講座、各8回)	西部	<p>青少年女性センター</p>
・親子でダンボール工作教室 (平成16年8月5日 1回)	高蔵寺																									
・親子バレーン教室 (平成17年3月26日、27日 2回)																										
・親子ふれあい遊び(2講座16回)	南部																									
・親子手打ちうどん作り(夏休み)																										
・親子でリトミック(年2回講座、各8回)	西部																									
・夏休み子どもクッキー作り教室(7月)	味美																									
・親子でダンボール工作教室 (平成17年8月上旬)	高蔵寺																									
・親子ふれあい遊び(年2講座、各8回)	南部																									
・親子うどん作り(夏休み)																										
・親子ピザ作り(冬休み)																										
・親子でリトミック(年2回講座、各8回)	西部																									
10 家族協同学習の推進	<p>家族および家族間交流事業の充実 (I-2-①-10-1)</p>	<p>さまざまな家族が集い、ふれあい、共同体験をすることにより、男女がいきいきとした家庭生活を営むよう、学習機会を提供した。</p> <table border="1" data-bbox="712 1042 1256 1305"> <tr> <td>・親子でダンボール工作教室 (平成16年8月5日 1回)</td> <td>高蔵寺</td> </tr> <tr> <td>・親子バレーン教室 (平成17年3月26日、27日 2回)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・親子ふれあい遊び(2講座16回)</td> <td>南部</td> </tr> <tr> <td>・親子手打ちうどん作り(夏休み)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・親子でリトミック(年2回講座、各8回)</td> <td>西部</td> </tr> </table> <p>・親子教室 ふれあい広場 毎週水曜日 10時~11時 50回 4,917人参加</p>	・親子でダンボール工作教室 (平成16年8月5日 1回)	高蔵寺	・親子バレーン教室 (平成17年3月26日、27日 2回)		・親子ふれあい遊び(2講座16回)	南部	・親子手打ちうどん作り(夏休み)		・親子でリトミック(年2回講座、各8回)	西部	<p>さまざまな家族が集い、ふれあい、共同体験をすることにより、男女がいきいきとした家庭生活を営むよう、学習機会を提供する。</p> <table border="1" data-bbox="1308 1042 1852 1273"> <tr> <td>・夏休み子どもクッキー作り教室(7月)</td> <td>味美</td> </tr> <tr> <td>・親子でダンボール工作教室 (平成17年8月上旬)</td> <td>高蔵寺</td> </tr> <tr> <td>・親子ふれあい遊び(年2講座、各8回)</td> <td>南部</td> </tr> <tr> <td>・親子うどん作り(夏休み)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・親子ピザ作り(冬休み)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・親子でリトミック(年2回講座、各8回)</td> <td>西部</td> </tr> </table> <p>・親子教室 ふれあい広場 毎週水曜日 10時~11時</p>	・夏休み子どもクッキー作り教室(7月)	味美	・親子でダンボール工作教室 (平成17年8月上旬)	高蔵寺	・親子ふれあい遊び(年2講座、各8回)	南部	・親子うどん作り(夏休み)		・親子ピザ作り(冬休み)		・親子でリトミック(年2回講座、各8回)	西部	<p>ふれあいセンター</p>
・親子でダンボール工作教室 (平成16年8月5日 1回)	高蔵寺																									
・親子バレーン教室 (平成17年3月26日、27日 2回)																										
・親子ふれあい遊び(2講座16回)	南部																									
・親子手打ちうどん作り(夏休み)																										
・親子でリトミック(年2回講座、各8回)	西部																									
・夏休み子どもクッキー作り教室(7月)	味美																									
・親子でダンボール工作教室 (平成17年8月上旬)	高蔵寺																									
・親子ふれあい遊び(年2講座、各8回)	南部																									
・親子うどん作り(夏休み)																										
・親子ピザ作り(冬休み)																										
・親子でリトミック(年2回講座、各8回)	西部																									
		<p>子育て子育て総合支援館</p>		<p>子育て子育て総合支援館</p>																						

		<table border="1"> <tr> <td>・親子ふれあい体操 ・夏休み親子でサマーリース作り ・親子で作るペン立てとキャンドル ・紙飛行機を作って飛ばそう</td> <td>知多</td> </tr> <tr> <td>・楽しく親子でリトミック</td> <td>中央</td> </tr> <tr> <td>・夏休み親子押し花教室 ・春休み親子パン作り教室</td> <td>鷹来</td> </tr> <tr> <td>・親子のふれあい遊び</td> <td>坂下</td> </tr> <tr> <td>・朗読とお話を楽しむ ・音と遊ぼう（人形劇） ・芸能発表会（公民館まつり） ・囲碁大会</td> <td>東部</td> </tr> </table>	・親子ふれあい体操 ・夏休み親子でサマーリース作り ・親子で作るペン立てとキャンドル ・紙飛行機を作って飛ばそう	知多	・楽しく親子でリトミック	中央	・夏休み親子押し花教室 ・春休み親子パン作り教室	鷹来	・親子のふれあい遊び	坂下	・朗読とお話を楽しむ ・音と遊ぼう（人形劇） ・芸能発表会（公民館まつり） ・囲碁大会	東部	<table border="1"> <tr> <td>・親子ふれあい体操 ・親子で空き缶で作る飛行機 ・親子で楽しむマジック ・親子で紙飛行機作り</td> <td>知多</td> </tr> <tr> <td>・楽しく親子でリトミック</td> <td>中央</td> </tr> <tr> <td>・夏休み親子押し花教室 ・春休み親子パン作り教室</td> <td>鷹来</td> </tr> <tr> <td>・親子のふれあい遊び</td> <td>坂下</td> </tr> <tr> <td>・朗読とお話を楽しむ ・楽しく遊ぼう「さる・るるる」（人形劇） ・芸能発表会（公民館まつり） ・囲碁大会</td> <td>東部</td> </tr> </table>	・親子ふれあい体操 ・親子で空き缶で作る飛行機 ・親子で楽しむマジック ・親子で紙飛行機作り	知多	・楽しく親子でリトミック	中央	・夏休み親子押し花教室 ・春休み親子パン作り教室	鷹来	・親子のふれあい遊び	坂下	・朗読とお話を楽しむ ・楽しく遊ぼう「さる・るるる」（人形劇） ・芸能発表会（公民館まつり） ・囲碁大会	東部	公民館
・親子ふれあい体操 ・夏休み親子でサマーリース作り ・親子で作るペン立てとキャンドル ・紙飛行機を作って飛ばそう	知多																							
・楽しく親子でリトミック	中央																							
・夏休み親子押し花教室 ・春休み親子パン作り教室	鷹来																							
・親子のふれあい遊び	坂下																							
・朗読とお話を楽しむ ・音と遊ぼう（人形劇） ・芸能発表会（公民館まつり） ・囲碁大会	東部																							
・親子ふれあい体操 ・親子で空き缶で作る飛行機 ・親子で楽しむマジック ・親子で紙飛行機作り	知多																							
・楽しく親子でリトミック	中央																							
・夏休み親子押し花教室 ・春休み親子パン作り教室	鷹来																							
・親子のふれあい遊び	坂下																							
・朗読とお話を楽しむ ・楽しく遊ぼう「さる・るるる」（人形劇） ・芸能発表会（公民館まつり） ・囲碁大会	東部																							
		<p>名 称 春のファミリーキャンプ 実施日 5月15日（土）～16日（日） 参加者 31組 102人 内 容 親子でハイキング、キャンプファイア、野外料理、ちまき作り</p> <p>名 称 秋のファミリーキャンプ 実施日 11月6日（土）～7日（日） 参加者 31組 137人 内 容 キャンプファイア、野外料理、自然観察、ネイチャークラフト、落ち葉スキー</p> <p>名 称 冬のファミリーキャンプ 実施日 12月18日（土）～19日（日） 参加者 32組 104人 内 容 もちつき、クリスマスリースとしめ縄作り、キャンプファイア、星の観察</p> <p>名 称 真冬のファミリーキャンプ 実施日 2月12日（土）～13日（日） 参加者 17組 54人 内 容 みろく山登山、草木染、星の観察、ネイチャーゲーム、自然観察、落ち葉スキー</p>	<p>名 称 春のファミリーキャンプ 実施日 5月14日（土）～15日（日）</p> <p>名 称 秋のファミリーキャンプ 実施日 11月5日（土）～6日（日）</p> <p>名 称 冬のファミリーキャンプ 実施日 12月3日（土）～4日（日）</p> <p>名 称 真冬のファミリーキャンプ 実施日 2月11日（土）～12日（日）</p>	少年自然の家																				
		実績なし	予定なし	青年の家																				

② 男女平等の視点に立った学校教育の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
11 学校教育における平等教育の推進	男女平等教育の推進 (I-2-②-11-1)	人権尊重と男女平等意識を啓発し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む学校教育をさらに推進した。 ・第55回人権週間における啓発行事の実施 期間……12月上旬 内容……人権尊重の精神を培う授業、行事等を実施	人権尊重と男女平等意識を啓発し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む学校教育をさらに推進する予定。 ・第56回人権週間における啓発行事の実施予定 期間……12月上旬 内容……人権尊重の精神を培う授業、行事等を予定	学校教育課
12 教職員研修の充実	保育士、教職員への研修の実施 (I-2-②-12-1)	児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう、さらに保育士へのジェンダーに敏感な視点を持つ研修を実施した。 平成16年度6月の公立保育園長会議及び主任保育士会議にて、「ジェンダーに敏感な視点をもつ」研修を実施した。 ・園長会議 6月9日 28人 ・主任保育士会議 6月16日 28人	児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう、さらに保育士へのジェンダーに敏感な視点を持つ研修を実施する。 ・「継続して実施」	児童課
		・校長会研修 日時 平成16年12月3日(金) 講師 日置 雅子氏(県立大学外国語学部長) テーマ 「男女共同参画を取りまく状況について」 会場 市役所 参加人数 53人	・教頭会研修 日時 平成17年10月11日(火)(予定) 講師 北川ひろみ(弁護士) テーマ 「セクシュアルハラスメントのない職場を目指して」 会場 教育研究所 参加予定人数 53人	学校教育課
13 ジェンダーに敏感な視点に立った教育の推進	ジェンダーに敏感な視点に立った教育の推進 (I-2-②-13-1)	男女が対等なパートナーとして社会に参画していく、男女共同参画社会の実現をめざし、今なお根深く残る男女の不平等を是正していくため、保育士の研修を実施した。 日々の保育の中で、それぞれの年代にふさわしいジェンダーに敏感な視点に立った教育に努めた。	男女が対等なパートナーとして社会に参画していく、男女共同参画社会の実現をめざし、今なお根深く残る男女の不平等を是正していくため、保育士の研修を実施する。 ・「継続して実施」	児童課
		小学校、中学校の教育の中でジェンダーや固定的な性別役割分担意識を無意識のうちに伝達していないかを点検し・見直しを図った。	小学校、中学校の教育の中でジェンダーや固定的な性別役割分担意識を無意識のうちに伝達していないかを点検し・見直しを継続する予定。 小中学校の社会科副読本の改訂にあたり、ジェンダーや固定的な性別役割分担意識を無意識のうちに伝達していないかを点検し・見直しをしていく予定。	学校教育課
14 男女平等の視点に立つ進路指導の推進	個性に応じた進路指導の充実 (I-2-②-14-1)	男女の固定的観念にとらわれることなく、一人ひとりの能力と適性に応じた進路を主体的に選択できるような進路指導を実施し、健全な職業観の育成に努めた。 中学校の進路指導では、生徒一人ひとりの希望と適性に応じた進路決定を行っている。	男女の固定的観念にとらわれることなく、一人ひとりの能力と適性に応じた進路を主体的に選択できるような進路指導を実施し、健全な職業観の育成に努める。 中学校の進路指導では、生徒一人ひとりの希望と適性に応じた進路決定を行っていく予定。	学校教育課

	職場体験学習の推進 (I-2-②-14-2)	職場体験学習実施に際しては、男女の性差によらない訪問場所の選定に留意させ、男女共同参画の視点をもった職業観の育成に努めた。 多くの中学校では職場体験学習を実施しており、その訪問先の選定にあたっては、男女の固定的な性別役割分担の視点を取り除いて指導してきた。 また、同じく中学校家庭科における保育実習には男子生徒も参加し、男女で協力して保育の学習を行った。	職場体験学習実施に際しては、男女の性差によらない訪問場所の選定に留意させ、男女共同参画の視点をもった職業観の育成に努める。 ・「継続して実施」	学校教育課
15 男女混合名簿導入の推進	男女混合名簿導入の推進 (I-2-②-15-1)	保育園における児童名簿について、慣習的に使用されてきた男女別名簿を見直し、生年月日順の名簿を作成するよう努めた。 各保育園における児童名簿を生年月日順で作成した。	平成16年4月全園完了	児童課
		男女混合名簿の導入を推進した。 男女混合名簿導入校 ・小学校38校中32校 ・中学校15校中 7校	男女混合名簿の導入をさらに推進する。 男女混合名簿導入校 ・小学校38校中32校 ・中学校15校中 7校	学校教育課

③ 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
16 ジェンダーに敏感な視点に立った生涯学習の充実	ジェンダーに敏感な視点を取り入れた講座などの開催 (I-2-③-16-1)	<p>ジェンダーに縛られず、多様な生き方が選択できるような生涯学習の講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性のための料理入門（4回） 参加者25人 実施日 6月6日～7月18日（隔週土曜日） 内 容 料理の基本を楽しく学ぶ ・家族のふれあい教室（1回） 参加者11組 実施日 9月18日（土） 内 容 レクリエーションを通して家族のふれあいを学ぶ ・いきいきレディースセミナー（3回） 参加者11人 実施日 9月2日～9月16日（各木曜日） 内 容 新しい社会に向けて家族について考える ・いきいきレディースセミナー（3回） 参加者28人 実施日 2月15日～3月1日（各火曜日） 内 容 異文化を知るードイツの家庭・世界の茶文化を学ぶ ・いきいきメンズセミナー（3回） 参加者16人 実施日 2月11日～2月25日（各金曜日） 内 容 旅の楽しみ方・菜園生活・料理などのライフワークを学ぶ 	<p>ジェンダーに縛られず、多様な生き方が選択できるような生涯学習の講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性のための料理入門（4回） 実施日 5月15日～6月26日（隔週日曜日） 内 容 料理の基本を学ぶ ・家族のふれあい教室 実施日 8月27日（土曜日） 内 容 音遊びで親子のふれあいを学ぶ ・いきいきレディースセミナー（4回） 実施日 8月26日～9月16日（金曜日） 内 容 コミュニケーションで暖かい人間づくりと声と言葉のトレーニング ・いきいきレディースセミナー（3回） 実施日 未定 ・いきいきメンズセミナー（3回） 実施日 未定 	青少年女性センター
		・実績なし	・予定なし	ふれあいセンター
		・実績なし（公民館で実施）	・予定なし（公民館で実施）	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> ・男性も女性も楽しめる料理教室 実施日 5月～9月 8回 参加者 35人（男 18人 女 17人） ・男性も女性も楽しめる料理教室 実施日 10月～2月 8回 参加者 35人（男 16人 女 19人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性も女性も楽しめる料理教室 実施日 5月～9月 8回 参加者 35人 	知多公民館

	施設職員の資質の向上 (I-2-③-16-2)	市民がジェンダーに縛られず多様な生き方が選択できるよう、施設職員の資質の向上に努めた。 市町村女性問題相談員育成研修 日 程 7月13日・2月3日 場 所 ウィルあいち 内 容 女性の現状、女性相談の現状、DVなどについて学ぶ 出席者 青少年女性センター主査 家庭相談員	市民がジェンダーに縛られず多様な生き方が選択できるよう、施設職員の資質の向上に努める。 ・「継続して実施」	青少年女性センター ふれあいセンター 生涯学習課 公民館
17 男女共同参画セミナー の開催	男女共同参画セミナー の開催 (I-2-③-17-1)	男女が多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野へ参画できるよう、政治・経済・社会政策などを学ぶ講座を開催した。また、女性だけでなく男性にとっても魅力あるテーマ設定や開催時間帯の考慮に努めた。 (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)	男女が多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野へ参画できるよう政治・経済・社会政策などを学ぶ講座を開催する。また、女性だけでなく男性にとっても魅力あるテーマ設定や開催時間帯の考慮に努める。 (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)	青少年女性課

目標Ⅱ 意思決定過程への女性の参画

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

① 審議会などへの女性の登用推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管																				
18 市の審議会などへの女性委員の登用推進	審議会への女性委員登用推進 (Ⅱ-1-①-18-1)	<p>市の審議会での女性委員比率 30%を目標に「男女共同参画推進本部会議」や「推進連絡会議」を通じて、全庁的に審議会等への女性委員の登用促進を図った。</p> <p>各種審議会における女性の登用状況 (平成16年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>法令・条例に基づく審議会等の数</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>女性委員ゼロ審議会等の数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>総委員数(人)</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>女性委員数(人)</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>女性登用率</td> <td>24.0%</td> </tr> </table>	法令・条例に基づく審議会等の数	38	女性委員ゼロ審議会等の数	4	総委員数(人)	583	女性委員数(人)	141	女性登用率	24.0%	<p>市の審議会での女性委員比率 30%を目標に「男女共同参画推進本部会議」や「推進連絡会議」を通じて、全庁的に審議会等への女性委員の登用促進を図った。</p> <p>各種審議会における女性の登用状況 (平成17年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>法令・条例に基づく審議会等の数</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>女性委員ゼロ審議会等の数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>総委員数(人)</td> <td>544</td> </tr> <tr> <td>女性委員数(人)</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>女性登用率</td> <td>24.3%</td> </tr> </table>	法令・条例に基づく審議会等の数	38	女性委員ゼロ審議会等の数	3	総委員数(人)	544	女性委員数(人)	132	女性登用率	24.3%	全課
	法令・条例に基づく審議会等の数	38																						
女性委員ゼロ審議会等の数	4																							
総委員数(人)	583																							
女性委員数(人)	141																							
女性登用率	24.0%																							
法令・条例に基づく審議会等の数	38																							
女性委員ゼロ審議会等の数	3																							
総委員数(人)	544																							
女性委員数(人)	132																							
女性登用率	24.3%																							
	審議会委員登用に関する要綱の作成 (Ⅱ-1-①-18-2)	<p>より要綱の趣旨に沿った、附属機関等の設置及び運営に努めた。</p> <p>新たに設置される附属機関等について、要綱の対象とすべきものであるかを検討し、要綱の趣旨の推進に努める。平成17年3月末日現在で、65機関を対象とした。</p>	<p>より要綱の趣旨に沿った附属機関の設置及び運営に努める。</p> <p>・「継続して実施」</p>	総務課																				

② 企業などにおける女性の参画促進・啓発

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
19 企業や各種団体における女性の参画促進	企業や各種団体への女性登用の啓発 (Ⅱ-1-②-19-1)	企業や各種団体において、女性の能力が正しく評価され積極的に女性登用が進められるよう関係機関からのチラシなどを窓口において啓発した。	企業や各種団体において、女性の能力が正しく評価され積極的に女性登用が進められるよう関係機関からのチラシなどを窓口において啓発する。	経済振興課
20 働く女性の能力活用セミナーの開催	能力活用セミナーの開催 (Ⅱ-1-②-20-1)	パートタイム労働者の労働環境の改善や、パートタイム労働者の雇用管理上の問題点などの改善のため開催した。 パートタイム労働講座 7月 17名参加 (内女性16名) 12月 21名参加 (内女性18名) パートタイム雇用管理セミナー 11月 22名参加 (内女性8名) *春日井商工会議所、春日井公共職業安定所、財団法人21世紀職業財団との共催	パートタイム労働者の労働環境の改善や、パートタイム労働者の雇用管理上の問題点などの改善のため開催する。 パートタイム労働講座 7月 開催予定 12月 開催予定 パートタイム雇用管理セミナー 11月 開催予定 *春日井商工会議所、春日井公共職業安定所、財団法人21世紀職業財団との共催	経済振興課

③ 社会活動団体などにおける女性の参画促進・啓発

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
2.1 社会活動団体などにおける女性の参画促進と啓発	社会活動団体などでの女性登用促進 (Ⅱ-1-③-2.1-1)	<p>男女共同参画社会の形成を進めていくうえで、委員会等に女性の参画を拡充させ、まちづくりに女性の意見を活かした。</p> <p>区・町内会・自治会長 552人(34人) 春日井市コミュニティ推進地区団体 28人(4人) 春日井市区長町内会長連合会 24人(1人) 春日井まつり実行委員会 148人(21人) 春日井市民納涼まつり実行委員会 35人(5人) 春日井市民の誓い実践協議会 24人(5人) ()内は女性委員</p>	<p>男女共同参画社会の形成を進めていくうえで、委員会等に女性の参画を拡充させ、まちづくりに女性の意見を活かす。</p> <p>・「継続して実施」</p>	生活課
		<p>地域で活動する団体などにおいて、女性が構成員にとどまらず、意思決定の場へ参画し、代表として登用が図られるよう、社会活動団体において男女共同参画セミナーを開催するとともに、啓発に努めた。</p> <p>・開催日 5月12日(水) 19時~20時30分 テーマ 経済と女性—これからの暮らしはどうなるのか— 講師 上級アドバイザー 坂野尚子氏 開催場所 グリーンパレス春日井 第2研修室 対象 商工会議所女性会会員(22人)</p>	<p>地域で活動する団体などにおいて、女性が構成員にとどまらず、意思決定の場へ参画し、代表として登用が図られるよう、社会活動団体において男女共同参画セミナーを開催するとともに、啓発に努める。</p> <p>・未定</p>	青少年女性課

④ 市における女性職員の登用促進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管																																																																																						
22 女性職員の能力発揮の 推進	女性職員の職域の拡大 (II-1-④-22-1)	<p>男性職員を配置している職域へ女性職員（行政職）の登用に努めた。</p> <p>平成16年4月1日付人事異動において、新たな職域に課長補佐級3名、主査級10名の女性職員を配置した。</p> <p>課長補佐級 市民課副主幹 子育て子育て総合支援館長 医事課副主幹</p> <p>主査級 総務課主査 財政課庶務担当主査 生活課コミュニティ担当主査 社会課主査 介護保険課認定担当主査 都市政策課庶務担当主査 下水管理課業務担当主査 中央公民館主査 体育課管理担当主査 高蔵寺ふれあいセンター主査</p>	<p>男性職員を配置している職域へ女性職員（一般行政職）の登用に努めた。</p> <p>平成17年4月1日付人事異動において、新たな職域に課長補佐級6名、主査級4名の女性職員を配置した。</p> <p>課長補佐級 市民課長補佐 坂下出張所長 学校教育課長補佐 学校教育課指導主事 生涯学習課副主幹 知多公民館長</p> <p>主査級 市民課主査 青少年女性課男女共同参画推進担当主査 東部市民センター主査 西部ふれあいセンター主査</p>	人事課																																																																																						
23 女性職員の管理職への 登用促進	女性職員の管理職への 登用促進 (II-1-④-23-1)	<p>指導的立場にある女性職員（一般行政職）の登用に努めた。</p> <p>平成16年4月1日付人事異動において、課長級ポストに女性を昇任させ、指導的立場にある女性職員（一般行政職）の登用に努めた。</p> <p>指導的立場にある女性職員（一般行政職）の登用状況 (平成16年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="723 967 1229 1203"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>計</th> <th>女性比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>次長級</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>1</td> <td>97</td> <td>98</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>補佐級</td> <td>5</td> <td>160</td> <td>165</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>27</td> <td>263</td> <td>290</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>535</td> <td>568</td> <td>5.8%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="723 1238 1229 1305"> <thead> <tr> <th>職員総数</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>女性比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000</td> <td>196</td> <td>804</td> <td>19.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	女性	男性	計	女性比率	部長級	—	15	15	0%	次長級	—	0	0	0%	課長級	1	97	98	1.0%	補佐級	5	160	165	3.0%	主査級	27	263	290	9.3%	計	33	535	568	5.8%	職員総数	女性	男性	女性比率	1,000	196	804	19.6%	<p>指導的立場にある女性職員（一般行政職）の登用に努める。</p> <p>平成17年4月1日付人事異動において、指導的立場にある女性職員（一般行政職）の登用に努めた。</p> <p>指導的立場にある女性職員（一般行政職）の登用状況 (平成17年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1317 967 1823 1203"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>計</th> <th>女性比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>次長級</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>1</td> <td>97</td> <td>98</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>補佐級</td> <td>8</td> <td>148</td> <td>156</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>28</td> <td>265</td> <td>293</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37</td> <td>525</td> <td>562</td> <td>6.6%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1317 1238 1823 1305"> <thead> <tr> <th>職員総数</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>女性比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>983</td> <td>195</td> <td>788</td> <td>19.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	女性	男性	計	女性比率	部長級	—	15	15	0%	次長級	—	0	0	0%	課長級	1	97	98	1.0%	補佐級	8	148	156	5.1%	主査級	28	265	293	9.6%	計	37	525	562	6.6%	職員総数	女性	男性	女性比率	983	195	788	19.8%	人事課
区分	女性	男性	計	女性比率																																																																																						
部長級	—	15	15	0%																																																																																						
次長級	—	0	0	0%																																																																																						
課長級	1	97	98	1.0%																																																																																						
補佐級	5	160	165	3.0%																																																																																						
主査級	27	263	290	9.3%																																																																																						
計	33	535	568	5.8%																																																																																						
職員総数	女性	男性	女性比率																																																																																							
1,000	196	804	19.6%																																																																																							
区分	女性	男性	計	女性比率																																																																																						
部長級	—	15	15	0%																																																																																						
次長級	—	0	0	0%																																																																																						
課長級	1	97	98	1.0%																																																																																						
補佐級	8	148	156	5.1%																																																																																						
主査級	28	265	293	9.6%																																																																																						
計	37	525	562	6.6%																																																																																						
職員総数	女性	男性	女性比率																																																																																							
983	195	788	19.8%																																																																																							

<p>24 管理職研修の充実</p>	<p>管理職研修の実施 (Ⅱ-1-④-24-1)</p>	<p>管理職に対し、ジェンダーに敏感な視点を深め、男女共同参画社会の実現に向け、施策の推進と意識改革を図るため研修を実施した。 第4部(課長補佐職)研修 対象：新任の課長補佐職 27名 期日：平成16年4月22日(木)(1.5時間) 講師：愛知淑徳大学 講師 松田照美氏</p>	<p>管理職に対し、ジェンダーに敏感な視点を深め、男女共同参画社会の実現に向け、施策の推進と意識改革を図るため研修を実施する。 第4部(課長補佐職)研修 対象：新任の課長補佐職 20名 期日：平成17年4月21日(木)(1.5時間) 講師：愛知淑徳大学 講師 松田照美氏 第5部(男女共同参画)研修 対象：平成15年度未受講の課長補佐職 期日：未定 講師：未定</p>	<p>人事課</p>
------------------------	----------------------------------	---	--	------------

課題2 女性のエンパワーメントの支援

① 女性の人材養成と情報の提供

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
25 女性の人材育成の推進 と情報提供	人材養成に関する講座 の開催 (Ⅱ-2-①-25-1)	企画力や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性を育成する講座を開催した。 (Ⅰ-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)	企画力や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性を育成する講座を開催する。 (Ⅰ-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)	青少年女性課
		企画力や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性を育成する講座を開催した。 ・いきいきレディースセミナー (3回) 実施日 9月2日～9月16日(各木曜日) ・働く男女の家庭介護(6回) 実施日 9月4日～10月23日(各火曜日) ・いきいきレディースセミナー (3回) 実施日 2月15日～3月1日(各火曜日) ・託児ボランティア研修 (1回) 実施日 3月3日	企画力や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性を育成する講座を開催する。 ・いきいきレディースセミナー (4回) ・いきいきレディースセミナー (3回) ・託児ボランティア研修	青少年女性センター
	図書の充実 (Ⅱ-2-①-25-2)	女性のエンパワーメントの支援に寄与する図書の充実を図った。 (平成17年3月末現在) ・図書 2,485冊 ・情報誌 5誌 ・雑誌 4誌	女性のエンパワーメントの支援に寄与する図書の充実を図る。 ・「継続して実施」	青少年女性センター
		女性のエンパワーメントの支援に寄与する図書の充実を図った。 (平成17年3月末現在) ・蔵書数 678,126冊 ・受入冊数 17,670冊	女性のエンパワーメントの支援に寄与する図書の充実を図る。 女性の人材育成に資する図書の購入を引き続いて進める。	図書館
26 女性の自主的学習への 支援	講師などの人材情報の 提供 (Ⅱ-2-①-26-1)	市民が自主的に生涯学習に取り組めるよう、市のホームページを通して講師、団体・サークル情報を提供した。 (平成17年3月末現在) ・登録講師数 781人 ・登録団体数 931団体	・「継続して実施」	生涯学習課
	出前講座の活用 (Ⅱ-2-①-26-2)	市の行政、施策について、情報提供を図り、市政に対する理解と関心を深め、市民参画の推進と開かれた市政の実現を目指し、職員が出向いて話をする「生涯学習まちづくり出前講座」を実施した。(平成17年3月末現在) 開催回数 48回 受講者数 2,322人	・「継続して実施」	生涯学習課

<p>27 市の女性職員の人材育成</p>	<p>職員研修の充実 (Ⅱ-2-①-27-1)</p>	<p>実務能力の向上を図るため、女性職員を各種研修に派遣した。 愛知県市町村振興協会研修センター等の各種講座に派遣 ・地方自治法講座(3日間) 建設部 建築指導課主任 ・行政法講座(7日間) 市民病院事務局 管理課主事 ・接遇研修指導者養成研修(4日間) 市民経済部 国保年金課主任 愛知県自治研修所 ・政策研究セミナー(20日間) 企画調整部 企画課主事 全国市町村国際文化研修所 ・実用英語コース(11日間) 財政部 資産税課主事 NOMA(社)日本経営協会 ・行政広報誌〈紙〉編集実務講座(2日間) 市長室 広報広聴課主事 その他 ・図書館等職員著作権実務講習会(3日間) 教育委員会 図書館主査</p>	<p>実務能力の向上を図るため、女性職員を各種研修に派遣する。 愛知県市町村振興協会研修センター等の各種講座に派遣予定</p>	<p>人事課</p>
	<p>女性職員の自治大学校などへの派遣 (Ⅱ-2-①-27-2)</p>	<p>市の職員として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得し、公務員意識、能力の向上を図り、リーダーとしての人材を育成するため自治大学校等へ派遣した。 ・自治大学校第1部・第2部特別課程第17期 平成16年5月17日～8月(通信研修) 平成16年9月14日～10月7日(東京都立川市 自治大学校) 建設部 都市政策課主任 ・市町村職員中央研修所「おぼたけ女性リーダー」研修 平成17年3月3日～10日 財政部 財政課主査 ・NOMA「地方自治体女性職員交流研究会」 平成16年9月16日～17日 総務部 市民安全課主査</p>	<p>市の職員として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得し、公務員意識、能力の向上を図り、リーダーとしての人材を育成するため自治大学校等へ派遣する。 ・自治大学校第1部・第2部特別課程第18期 平成17年5月16日～8月(通信研修) 平成17年9月～10月(東京都立川市 自治大学校) 教育委員会 生涯学習課主査 ・市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所共催「おぼたけ女性リーダー」研修 ・NOMA「地方自治体女性職員交流研究会」 ※上記研修に各1名ずつ派遣予定</p>	<p>人事課</p>

② 女性のネットワークの推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
28 女性の人材情報の充実	人材リストの充実 (Ⅱ-2-②-28-1)	女性委員の登用状況調査をする中で、登用の低い各種審議会等に対し、登用拡大を働きかけるとともに、人材リストへの登録及び人材情報の提供に努めた。	女性委員の登用状況調査をする中で、登用の低い各種審議会等に対し、登用拡大を働きかけるとともに、人材リストへの登録及び人材情報の提供に努める。	青少年女性課
29 女性団体などへの支援	女性団体などへの活動支援 (Ⅱ-2-②-29-1)	女性団体会員の教養文化の向上、各種情報の交換と併せて団体相互の連帯と仲間づくりを進めるため、女性団体を支援し、女性の社会参加を促進した。 ・春日井市婦人会協議会 ・かすかひ女性連盟	女性団体会員の教養文化の向上、各種情報の交換と併せて団体相互の連帯と仲間づくりを進めるため、女性団体を支援し、女性の社会参加を促進する。 ・「継続して実施」	青少年女性課
		女性団体、グループなどの学習活動の支援を図った。 (平成17年3月末現在) ・女性団体利用状況 4,152件 65,833人 ・連絡室利用状況 女性団体連絡室 216件 1,965人 消費生活団体連絡室 118件 1,268人	女性団体、グループなどの学習活動の支援を図る。 (平成17年4月末現在) ・女性団体利用状況 348件 5,499人 ・連絡室利用状況 女性団体連絡室 18件 201人 消費生活団体連絡室 15件 248人	青少年女性センター
30 女性団体の育成と交流の推進	女性団体の相互交流への支援 (Ⅱ-2-②-30-1)	女性団体などの活動拠点として、青少年女性センターの活用促進を図った。 認定団体に対する便宜供与 ①会議室等の優先的利用申込み(3ヶ月前) ②会議室等の使用料の全額免除(月2回) ③印刷室の利用 ④女性団体にあつては、女性団体連絡室の利用 認定団体 女性団体 153団体(平成17年3月末現在)	女性団体などの活動拠点として、青少年女性センターの活用促進を図る。 認定団体に対する便宜供与 ①会議室等の優先的利用申込み(3ヶ月前) ②会議室等の使用料の全額免除(月2回) ③印刷室の利用 ④女性団体にあつては、女性団体連絡室の利用 認定団体 女性団体 148団体(平成17年4月末現在)	青少年女性センター
		相互交流や活動発表を通じて、女性団体の活動支援を行うとともに、先進地の女性団体との相互交流や情報交換も推進し、育成と活性化を支援した。 ・事業名 愛知県男女共同参画社会支援事業 主 催 愛知県 開催日 5月~3月(11回) 参加者 春日井市婦人会協議会(1人) ・事業名 女性教育指導者研修会 主 催 愛知県教育委員会 開催日 5月25日(水)~7月30日(金) 参加者 春日井市婦人会協議会(2人) ・女性1万人スポーツの祭典(Ⅳ-2-③-96-3参照) ・その他 後援については、継続実施	相互交流や活動発表を通じて、女性団体の活動支援を行うとともに、先進地の女性団体との相互交流や情報交換も推進し、育成と活性化を支援する。 ・事業名 愛知県男女共同参画社会支援事業 主 催 愛知県 開催日 5月~3月(11回) 参加者 かすかひ女性連盟(1人) ・事業名 女性教育指導者研修会 主 催 愛知県教育委員会 開催日 5月27日(金)~7月28日(木) 参加者 春日井市婦人会協議会(1人) ・女性1万人スポーツの祭典(Ⅳ-2-③-96-3参照) ・その他 後援については、継続実施	青少年女性課

		<p>相互交流や活動発表を通じて、女性団体の活動支援を行った。</p> <p>レディヤン祭の開催</p> <p>実施日 12月11日(土曜日)</p> <p>参加者 3,180人</p> <p>内 容 利用団体の発表・展示</p>	<p>相互交流や活動発表を通じて、女性団体の活動支援を行う。</p> <p>レディヤン祭の開催</p> <p>実施日 12月10日(土曜日) 予定</p>	<p>青少年女性センター</p>
--	--	---	---	------------------

③ 国を越えたパートナーシップの形成

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
31 在住外国人への支援	外国語による生活ガイドブックの作成 (Ⅱ-2-②-31-1)	外国人登録を始め外国人が生活するうえでの最低限の必要な知識を、英語、中国語、フィリピン語、ポルトガル語の4カ国語に翻訳し作成したパンフレットを配付した。	外国人登録を始め外国人が生活するうえでの最低限の必要な知識を、英語、中国語、フィリピン語、ポルトガル語の4カ国語に翻訳し作成したパンフレットを配付する。	生活課
		児童手当制度について作成した案内(英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語)を必要に応じ窓口で配付し、支援を行った。 従前に作成したものを必要に応じ窓口で配布した。	児童手当制度について作成した案内(英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語)を必要に応じ窓口で配付し、支援を行う。 ・「継続して実施」	児童課
		春日井在住の外国人に対し、妊産婦・乳幼児の健康管理のために、申請をうけて母語の母子手帳を購入し配付した。 配付数 英語 8冊 タガログ語 17冊 ポルトガル語 5冊 中国語 6冊 スペイン語 1冊 その他 4冊	春日井在住の外国人に対し、妊産婦・乳幼児の健康管理のために、申請をうけて母語の母子手帳を購入し配付する。 ・「継続して実施」	健康推進課
		ごみ、資源に対する啓発について作成した外国語によるパンフレットを配布した。 ・名称 「春日井市のごみ・資源の出し方」 ・形態 A4版、4ページ、色紙1色刷り ・内容等 外国語版(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語) ・発行部数 3,000部	ごみ、資源に対する啓発について作成した外国語によるパンフレットを配布する。 ・「継続して実施」	ごみ減量推進課
	外国人のための相談 (Ⅱ-2-②-31-2)	外国人住民の日常生活における不安や悩みごとについての相談をおこなった。また、行政サービスの制度を分かりやすく説明した。 ・毎週水曜日9時～16時まで(第5週を除く) (第1週:英語、第2週:中国語、第3週:スペイン語、第4週:ポルトガル語) ・相談件数(平成17年3月末現在) 74件 (所管:企画課)	(市民経済部生活課へ移管)	企画課
		外国人住民の日常生活における不安や悩みごとについての相談をおこなう。また、行政サービスの制度を分かりやすく説明する。(企画課から移管) ・毎週水曜日9時～16時まで(第5週を除く) (第1週:英語、第2週:中国語、第3週:スペイン語、第4週:ポルトガル語) ・相談件数(平成17年4月末現在) 10件	生活課	

32 国際協調のための交流	女性団体などへの活動支援 (Ⅱ-2-②-32-1)	日本に来て日の浅い外国人に対して、日本で生活する上で役立つように外国人のための日本語講座を実施した。 ・講座名 外国人のための日本語講座 ・開催日 平成16年5月～平成17年2月(27回講座) ・受講人数 89人(延べ人数)	日本に来て日の浅い外国人に対して、日本で生活する上で役立つように、外国人のための日本語講座を実施する。 講座名 外国人のための日本語講座 講師 2名(2クラス) 開催日 平成17年5月～平成18年2月(27回講座) 時間 10:00～12:00 募集人数 40人(講師1名につき20人)	中央公民館
		・講座名 外国人のための日本語講座 ・開催日 平成16年4月4日から平成17年3月20日の間に24回実施した。	・講座名 外国人のための日本語講座 ・開催日 平成17年5月8日から平成18年3月19日の間に22回実施する。	東部市民センター
	外国の伝統文化などの発表会の開催 (Ⅱ-2-③-32-2)	ヨーロッパを中心に活躍し、ドイツ音楽の解釈では他の追随を許さないと国際的に高い評価を受けている杉谷昭子と、ベルリンフィルの傑出したメンバーによって結成された弦楽四重奏団アマルコルド・クワルテット・ベルリンを迎え、ヨーロッパ(特にドイツ)音楽を紹介した。 ・日時 平成16年6月23日(水) 19時～ ・会場 東部市民センター ホール ・入場料 大人3,000円、高校生以下2,000円(全席自由) ・入場者数 213人 ・出演者 杉谷昭子(ピアノ)、アマルコルド・クワルテット・ベルリン(弦楽四重奏) ・曲目 モーツァルト/弦楽四重奏曲第17番変ロ長調 K.458「狩」他	・「予定なし」	文化課 (かすがい市民文化財団)
	ホームステイ、通訳、翻訳などのボランティア活動の促進 (Ⅱ-2-③-32-3)	愛知万博の開催に伴い、ホストファミリー、通訳、運営のボランティア登録を随時実施している。	・「継続して実施」	企画課
33 海外の女性団体との交流の推進	海外の女性団体との交流推進 (Ⅱ-2-③-33-1)	姉妹都市ケローナ市からの青年大使の受入れにあたり、ケローナ市及びレディ・オブ・ザ・レイク・ソサエティと連携・協力し青年大使を受け入れた。 ケローナ市からレディ・オブ・ザ・レイク・ソサエティ会長夫妻並びにレディ・オブ・ザ・レイク・ソサエティにより選出された青年大使(1名)を10月の春日井まつり時に受け入れた。	姉妹都市ケローナ市からの青年大使の受入れにあたり、ケローナ市及びレディ・オブ・ザ・レイク・ソサエティと連携・協力し青年大使を受け入れる。 ケローナ市から青年大使を10月の春日井まつり時に受け入れる。	企画課

④ 女性にかかわる総合相談窓口の充実

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管																								
34 総合相談窓口の充実	女性に関する相談窓口の充実 (Ⅱ-2-④-34-1)	<p>女性のさまざまな悩みに対応するための相談相談窓口の充実を図った。</p> <p>(平成16年4月～平成17年3月末)</p> <table border="1" data-bbox="696 357 1227 603"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数(内DV)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性相談(毎週火曜日)</td> <td>116(7)</td> </tr> <tr> <td>女性のための家庭相談(毎週木曜日)</td> <td>100(5)</td> </tr> <tr> <td>法律相談(第1・3土曜日)</td> <td>78(5)</td> </tr> <tr> <td>こころの相談(第2・4土曜日)</td> <td>18(2)</td> </tr> <tr> <td>男女人権相談(毎週水・金曜日)</td> <td>241(18)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※男女人権相談相談者男女別：女206人、男35人</p>	名称	件数(内DV)	女性相談(毎週火曜日)	116(7)	女性のための家庭相談(毎週木曜日)	100(5)	法律相談(第1・3土曜日)	78(5)	こころの相談(第2・4土曜日)	18(2)	男女人権相談(毎週水・金曜日)	241(18)	<p>女性のさまざまな悩みに対応するための相談相談窓口の充実を図る。</p> <p>(平成17年4月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1288 357 1818 603"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数(内DV)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性相談(毎週火曜日)</td> <td>11(2)</td> </tr> <tr> <td>女性のための家庭相談(毎週木曜日)</td> <td>11(1)</td> </tr> <tr> <td>法律相談(第1・3土曜日)</td> <td>6(0)</td> </tr> <tr> <td>こころの相談(第2・4土曜日)</td> <td>0(0)</td> </tr> <tr> <td>男女人権相談(毎週水・金曜日)</td> <td>30(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※男女人権相談相談者男女別：女29人、男1人</p>	名称	件数(内DV)	女性相談(毎週火曜日)	11(2)	女性のための家庭相談(毎週木曜日)	11(1)	法律相談(第1・3土曜日)	6(0)	こころの相談(第2・4土曜日)	0(0)	男女人権相談(毎週水・金曜日)	30(4)	青少年女性センター
名称	件数(内DV)																											
女性相談(毎週火曜日)	116(7)																											
女性のための家庭相談(毎週木曜日)	100(5)																											
法律相談(第1・3土曜日)	78(5)																											
こころの相談(第2・4土曜日)	18(2)																											
男女人権相談(毎週水・金曜日)	241(18)																											
名称	件数(内DV)																											
女性相談(毎週火曜日)	11(2)																											
女性のための家庭相談(毎週木曜日)	11(1)																											
法律相談(第1・3土曜日)	6(0)																											
こころの相談(第2・4土曜日)	0(0)																											
男女人権相談(毎週水・金曜日)	30(4)																											

目標Ⅲ 家庭生活における男女共同参画の促進

課題1 男女が家庭責任を担える生活環境づくり

① 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
35 家庭における男女共同参画の啓発	家庭における男女共同参画の啓発 (Ⅲ-1-①-35-1)	家事・育児・介護などにおける固定的な役割分担意識を払しょくし、男女が等しく家庭生活に参加するよう、セミナーや情報紙「はるか」、小中学生向け条例普及・啓発パンフレット、ホームページ等による啓発を行った。 ・講座名 男女共同参画セミナー ・開催日 平成16年12月3日(金) ・テーマ 子どもと生きる ・講師 中部学院大学短期大学部障対授 古川芳子氏 ・対象 春日井市小中学校PTA連絡協議会 母親委員会運営委員会委員 ・開催場所 勤労福祉会館 (I-1-①-1-1「男女共同参画情報紙(はるか)の発行」の再掲) (I-1-②-4-1「啓発資料の作成・提供」の再掲) (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲) (I-1-④-8-2「ホームページによる情報の収集・提供」の再掲)	家事・育児・介護などにおける固定的な役割分担意識を払しょくし、男女が等しく家庭生活に参加するよう、セミナーや情報紙「はるか」、啓発パンフレット、ホームページ等による啓発を行う。 ・講座名 男女共同参画セミナー ・開催日 平成17年6月22日(水) ・テーマ 心ころころ～子どもに愛が伝わっていますか ・講師 親業訓練インストラクター 原田洋子氏 ・対象 春日井市小中学校PTA連絡協議会 母親委員会運営委員会委員 ・開催場所 勤労福祉会館 (I-1-①-1-1「男女共同参画情報紙(はるか)の発行」の再掲) (I-1-②-4-1「啓発資料の作成・提供」の再掲) (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲) (I-1-④-8-2「ホームページによる情報の収集・提供」の再掲)	青少年女性課
36 男女が共に参加する家事、育児、介護講座の開催	男性の家事に関する講座の開催 (Ⅲ-1-①-36-1)	家事・育児・介護など男性の家庭生活への参加を促進するような講座を開催した。 (I-2-①-9-1「家庭教育に関する講座の開催」の再掲)	家事・育児・介護など男性の家庭生活への参加を促進するような講座を開催する。 (I-2-①-9-1「家庭教育に関する講座の開催」の再掲)	青少年女性センター

	<p>パパママ教室、介護教室の開催 (Ⅲ-1-①-36-2)</p>	<p>男女が共に参加するよう身近で生活に密着した講座の開催などを通して、男性の家庭生活への参加を促進した。</p> <p>パパママ教室 実施場所 健康管理センター・保健センター 開催回数 年12回(1回3クール) 参加者数 916人 内容 妊娠・出産に係る手続き、妊娠中の注意、妊婦体操、栄養指導</p> <p>日曜パパママ教室 実施場所 健康管理センター・保健センター 開催回数 年6回 参加者数 316組 内容 妊婦及びその夫が妊娠中の健康管理、育児に対する心構えを学ぶ ・「父親の役割」についての講義 ・沐浴やおムツの当て方の実習、妊婦体験</p>	<p>男女が共に参加するよう身近で生活に密着した講座の開催などを通して、男性の家庭生活への参加を促進する。</p> <p>・「継続して実施」</p>	健康推進課
	<p>育児講座の開催 (Ⅲ-1-①-36-3)</p>	<p>保護者の育児知識を高めるため、学ぶ機会を提供した。</p> <p>育児講座 子育て子育て総合支援館 平成16年7月1日 親子でスキンシップ(27組) 平成16年11月17日 みんなで遊ぼう(30組) 平成17年3月3日 作って食べよう簡単おやつ(18組)</p>	<p>保護者の育児知識を高めるため、学ぶ機会を提供する。</p> <p>育児講座 子育て子育て総合支援館 平成17年7月7日 絵本の楽しみ方 平成17年11月16日 親子で遊ぼう 平成18年3月2日 体に良い食べ物</p>	子育て子育て総合支援館

② 家族と過ごす時間の確保

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
37 男女が家庭責任を担える勤務体制の確立に向けての啓発	総労働時間の短縮、フレックスタイム制導入への啓発 (Ⅲ-1-②-37-1)	男女が共に豊かでゆとりある家庭生活と職場を両立できるよう、総労働時間の短縮やフレックスタイム制を導入するよう関係機関からのチラシなどを窓口において啓発した。	男女が共に豊かでゆとりある家庭生活と職場を両立できるよう、総労働時間の短縮やフレックスタイム制を導入するよう関係機関からのチラシなどを窓口において啓発する。	経済振興課
38 ファミリー・フレンドリー企業の紹介	ファミリー・フレンドリー企業の紹介 (Ⅲ-1-②-38-1)	仕事と家庭の両立に配慮した取組を進めるファミリー・フレンドリー企業に認証された企業を県からのチラシ、ポスターなどを窓口において紹介した。	仕事と家庭の両立に配慮した取組を進めるファミリー・フレンドリー企業に認証された企業を県からのチラシ、ポスターなどを窓口におき、市のホームページなどで紹介する。	経済振興課

課題2 男女が共に子育てができる環境づくり

① 子育て環境の整備

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
39 子育て支援の推進	ファミリー・サポート・センターの充実 (Ⅲ-2-①-39-1)	育児の援助を行いたい者と、受けたい者が相互援助活動を行うことにより、安心して仕事と育児の両立ができる子育て支援を行った。 平成16年度 308日 会員数 750人 サポート件数 1,875人 交流会 4回 (5/27, 8/24, 12/8, 2/22) 55人参加 講習会 4回 (6/14, 9/13, 12/13, 3/7) 116人参加	育児の援助を行いたい者と、受けたい者が相互援助活動を行うことにより、安心して仕事と育児の両立ができる子育て支援を行う。 平成17年度 308日 会員数 800人 サポート件数 1,950件 交流会 4回 予定 講習会 5回 予定	子育て子育て総合支援館
	子育て支援センターの充実 (Ⅲ-2-①-39-2)	仕事と家庭を両立し、また、育児に対する不安や問題を解消するよう子育て支援を推進した。 春日井市子育て支援センター 3月末現在利用者数 18,136人 育児相談、親子教室(げんきっ子教室)、子育てサークル支援、育児講座、子育てサロン、情報誌の発行、自由来所、保育所地域活動事業との連携 神屋子育て支援センター 3月末現在利用者数 6,860人 育児相談、親子教室(ひよこ教室、ぴよぴよ教室)、子育てサークル支援、育児講座、情報誌の発行、自由来所、保育所地域活動事業との連携	仕事と家庭を両立し、また、育児に対する不安や問題を解消するよう子育て支援を推進する。 春日井市子育て支援センター 4月末現在利用者数 1,091人 育児相談、親子教室(げんきっ子教室)、子育てサークル支援、育児講座、子育てサロン、情報誌の発行、自由来所、保育所地域活動事業との連携 神屋子育て支援センター 4月末現在利用者数 392人 育児相談、親子教室(ひよこ教室、ぴよぴよ教室)、子育てサークル支援、育児講座、情報誌の発行、自由来所、保育所地域活動事業との連携	児童課
40 保育施設の機能の強化	乳児保育、障害児保育の充実 (Ⅲ-2-①-40-1)	働く親の就労形態により多様化した保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実、特に待機児童の減少を図った。 ・乳児保育(0歳児)27保育園 平成17年3月31日延べ入所乳児数 1,566人 ・乳児保育室の増築(平成16年10月、高座保育園) ・幼児保育室の乳児保育室化(平成16年4月、第二・藤山台・味美保育園) ・障害児保育 6保育園(西部保育園、坂下保育園、岩成台保育園、柏原保育園、柏井保育園、第二そだち保育園) 平成17年3月31日入所児童数 54人 ・障害児保育実施園の拡大に向けた準備(入所基準、職員配置の検討、平成17年4月2園実施) ・認可保育所設置(民間、平成17年10月)に向けた県との協議	働く親の就労形態により多様化した保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実、特に待機児童の減少を図る。 ・保育園の定員を80人増加(平成17年4月) ・乳児保育(0歳児)27保育園 ・障害児保育 8園(第三保育園、桃山保育園、西部保育園、坂下保育園、岩成台保育園、柏原保育園、柏井保育園、第二そだち保育園) ・障害児保育実施園の拡大に向けた準備(入所基準、職員配置の検討、平成18年4月2園実施予定) ・認可保育所設置(民間、平成17年10月)に向けた支援及び指導	児童課

	一時保育、延長保育、 病児保育の充実 (Ⅲ-2-①-40-2)	働く親の就労形態により多様化した保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図った。 ・一時保育 白山保育園、神屋保育園、あさひこここ保育園、子育て子育て総合支援館、高座保育園(平成16年10月実施) 平成16年度延べ利用児童数 6,366人 ・延長保育 高座保育園、勝川北部保育園、神領保育園、貴船保育園、第一そだち保育園、第二そだち保育園、あさひこここ保育園 平成16年度延べ利用児童数 1,394人 ・病児保育(委託先・勝川因院) 平成16年度延べ利用児童数 341人	働く親の就労形態により多様化した保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図る。 ・一時保育 白山保育園、高座保育園、神屋保育園、あさひこここ保育園、子育て子育て総合支援館、天使みつばち保育園(平成17年10月実施予定) ・延長保育 高座保育園、勝川北部保育園、神領保育園、貴船保育園、第一そだち保育園、第二そだち保育園、あさひこここ保育園、天使みつばち保育園(平成17年10月実施予定) ・特定保育 天使みつばち保育園(平成17年10月実施予定) ・病児保育(委託先・くまい因院)	児童課
	低年齢児受入の拡大 (Ⅲ-2-①-40-3)	働く親の就労形態により多様化した保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図った。 ・1歳児保育 35保育園 ・平成16年度年間延べ入所児童数 4,531人	働く親の就労形態により多様化した保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図る。 ・「継続して実施」	児童課
4.1 放課後児童健全育成の 推進	児童館、児童センター の充実 (Ⅲ-2-①-41-1)	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするために実施した。 ○交通児童遊園 開館日数308日 来園者 延べ98,070人 ・おいでよ交通児童遊園 平成16年5月4日・5日 ・交通児童遊園フェア 平成16年11月6日開催 ・移動児童館「遊びキャラバン隊」小学校14校で実施 ○児童センター 開館日数308日 来所者 延べ77,774人 こども陶芸教室、星座教室、バドミントン教室、こどもエアロビクス、幼児のびのび教室、オセロ大会等 「新規講座」父と子あそび広場、地球村工作教室	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするために実施する。 ○交通児童遊園 4月末現在利用者数 延べ9,081人 ・おいでよ交通児童遊園 平成17年5月4日・5日開催 ・交通児童遊園フェア 平成17年11月5日開催予定 ・移動児童館「遊びキャラバン隊」小学校16校で実施予定 ○児童センター 4月末現在利用者数 延べ6,207人 こども陶芸教室、星座教室、バドミントン教室、幼児のびのび教室、父と子あそび広場、地球村工作教室、オセロ大会等 「新規講座」こども空手教室	児童課
	民間児童クラブへの支援 (Ⅲ-2-①-41-2)	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図った。 ・児童クラブ 12か所 ・児童コミュニティクラブ 1か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る。 ・児童クラブ 14か所 ・児童コミュニティクラブ 1か所	児童課
	障害児のための施設整備の検討 (Ⅲ-2-①-41-3)	大手子どもの家の整備にあたり、段差解消のためのスロープを設置した。	今年度整備する篠木子どもの家(仮称)に、状況を踏まえて段差解消のスロープを設置した。	児童課

42 託児ボランティアの養成と人材活用	託児ボランティアの養成講座の開催 (Ⅲ-2-①-42-1)	安心して子どもを預け、さまざまな学習機会に参加できるよう託児ボランティアの養成をした。 ・託児ボランティア研修 3月3日(木曜日) 受講者 10名 2グループの意見交換として交流会を開催	安心して子どもを預け、さまざまな学習機会に参加できるよう託児ボランティアの養成をする。 ・託児ボランティア研修予定	青少年女性センター
	子育て支援グループリーダーの養成講座の開催 (Ⅲ-2-①-42-2)	身近な地域での子育てに対する援助活動を進めるための講座を開催した。 子育て支援グループリーダー養成講座 実施日(平成16年6月18日~平成16年7月23日) 時間 10時~11時30分 参加者 24名 内容「乳幼児期の特徴と託児の心」 「子どもの事故の応急処置」 「子育てサロン」の見学実習 「遊びの指導」 「楽しい教材研究」 「絵本の選び方、読み方」	身近な地域での子育てに対する援助活動を進めるための講座を開催する。 子育て支援グループリーダー養成講座 年1回開催 実施日(平成17年6月3日~平成17年7月8日) 時間 10時~11時30分 参加者 30名 内容「乳幼児の特徴」 「子どもの事故の応急処置」 「ふれあい広場」の見学実習 「遊びの指導」 「絵本の選び方、読み方」 「ボランティア活動について」	子育て子育て総合支援館
	託児用備品の整備 (Ⅲ-2-①-42-3)	安心して子どもを預け、さまざまな学習機会に参加できるよう、また、子どもが利用しやすい託児環境の整備に努めた。	・「継続して実施」	ふれあいセンター 公民館

② 育児相談・情報提供体制の充実

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
43 育児相談の充実	育児相談の充実 (Ⅲ-2-②-43-1)	子育ての不安や孤立感を解消するよう、乳幼児の子育てに関する相談体制の充実を図った。 ・藤山台保育園(火・木曜日 10時~16時) 21人 ・児童センター(水曜日 9時~16時) 51人 ----- 子育て子育て総合支援館(電話165件、面接50件)	子育ての不安や孤立感を解消するよう、乳幼児の子育てに関する相談体制の充実を図る。 ・市内全私立保育園 月~金 9時30分~16時 (平成17年7月より実施予定) ・児童センター(水曜日 9時~16時) ・「継続して実施」	児童課 子育て子育て総合支援館
	子育て支援センターにおける相談機能の充実 (Ⅲ-2-②-43-2)	子育ての不安や孤立感を解消するよう、乳幼児の子育てに関する相談体制の充実を図った。 ・春日井市子育て支援センター 電話相談 月~金曜日 9時~16時 218件 面接相談 月~金曜日 9時~16時 52件 122人 ・神屋子育て支援センター 電話相談 月~金曜日(水を除く) 9時~16時 28件 面接相談 水曜日 9時~16時 12件 25人	子育ての不安や孤立感を解消するよう、乳幼児の子育てに関する相談体制の充実を図る。(17年4月末現在) ・春日井市子育て支援センター 電話相談 月~金曜日 9時~16時 14件 面接相談 月~金曜日 9時~16時 2件 5人 ・神屋子育て支援センター 電話相談 月~金曜日(水を除く) 9時~16時 1件 面接相談 水曜日 9時~16時 2件 4人	児童課
	乳幼児健康相談の充実 (Ⅲ-2-②-43-3)	・乳幼児相談 年24回実施 1378人 ・歯の教室 年24回実施 499人	・「継続して実施」	健康推進課
44 男女が共に参加する家事、育児、介護講座の開催	育児、子育て情報の提供 (Ⅲ-2-②-44-1)	機関誌の発行や広報、ホームページを活用し、育児・子育てに関する情報提供を行った。 情報誌の発行 ・児童課「のびのび すくすく」毎月1回 5,100部刷り ・春日井市子育て支援センター「げんきっ子」 (上八田保育園内) 4ヶ月に1回 1,200部刷り ・神屋子育て支援センター「ひよこクラブ」 (神屋保育園内) 4ヶ月に1回 600部刷り ----- 子育て子育て総合支援館「まほえみ」 年4回発行	機関誌の発行や広報、ホームページを活用し、育児・子育てに関する情報提供を行う。 情報誌の発行 ・次世代育成支援ガイドブック(仮称)制作予定 ・児童課「のびのび すくすく」毎月1回 5,100部刷り ・春日井市子育て支援センター「げんきっ子」 (上八田保育園内) 4ヶ月に1回 1,200部刷り ・神屋子育て支援センター「ひよこクラブ」 (神屋保育園内) 4ヶ月に1回 600部刷り ----- 子育て子育て総合支援館「まほえみ」	児童課 子育て子育て総合支援館
	ネットワークづくりの推進 (Ⅲ-2-②-44-2)	子育て支援機関での身近な事例を話し合いそれぞれのケースに応じた対応がとれるよう連携を密にした。 子育てネットワーク会議 年2回実施(7/22,11/25) 子育て教室 11回12組(88人) 月1回実施	子育て支援機関での身近な事例を話し合いそれぞれのケースに応じた対応がとれるよう連携を密にする。 子育てネットワーク会議 年2回実施 7/14,11/24(予定) 子育て教室 月1回(第3週火曜日)10回実施予定	子育て子育て総合支援館
	45 保健指導の充実	育児など保健指導の充実 (Ⅲ-2-②-45-1)	妊娠、出産、育児に不安をもつ妊産婦などへの保健指導を充実し、母子保健の向上に努めた。 (Ⅲ-1-①-36-2「いっしょママ教室、介護教室の開催」の再掲) (Ⅲ-2-②-43-3「乳幼児健康相談の充実」の再掲)	妊娠、出産、育児に不安をもつ妊産婦などへの保健指導を充実し、母子保健の向上に努める。 ・「継続して実施」

課題3 介護を社会的に支える環境づくり

① 在宅介護サービス・介護予防対策の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
46 介護保険サービス提供体制・介護予防サービス事業の推進	介護保険制度への理解と利用促進 (Ⅲ-3-①-46-1)	要介護認定事務のPR及び審査判定の迅速、公平、正確性を進めるとともに、要介護状態の軽い段階での介護サービスの適正利用により、寝たきり等の予防と在宅での生活が維持できるよう支援した。(平成17年3月末現在) ①要介護認定申請件数 9,507件 ②要介護認定者 6,892件 "のうち要支援の人数 923人 "のうち要介護1の人数 2,332人 "のうち要介護2の人数 1,068人 "のうち要介護3の人数 965人 "のうち要介護4の人数 892人 "のうち要介護5の人数 712人 ③サービス利用者 5,056人 ④認定者利用者割合 (③/②) 約 73%	要介護認定事務のPR及び審査判定の迅速、公平、正確性を進めるとともに、要介護状態の軽い段階での介護サービスの適正利用により、寝たきり等の予防と在宅での生活が維持できるよう支援する。(平成17年4月末現在) ①要介護認定申請件数 681件 ②要介護認定者 6,955件 "のうち要支援の人数 933人 "のうち要介護1の人数 2,336人 "のうち要介護2の人数 1,053人 "のうち要介護3の人数 987人 "のうち要介護4の人数 888人 "のうち要介護5の人数 728人 ③サービス利用者 (未定) 5,090人 ④認定者利用者割合 (③/②) 約 73%	介護保険課
	介護予防サービスの充実 (Ⅲ-3-①-46-2)	家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会参加の促進、社会的孤立感の解消、自立生活の確保を行った。 要介護高齢者等の居室等の改良を希望する者に対し、住宅改修の相談・助言、住宅改修費の助成を行った。 また、「食」の自立支援の観点からアセスメントを行い、食事提供に関連するサービスの利用調整を行った。 (平成17年3月末現在) 1 ふれあいデイサービス (1)開催場所 福祉の里レインボープラザ (2)利用料 1回につき手数料450円と食事代などの実費 (3)延べ利用者 3,784人 2 ふれあいミニデイサービス (1)開催力所 6カ所 (2)利用料 食事代などの実費 (3)延べ利用者 1,748人	家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会参加の促進、社会的孤立感の解消、自立生活の確保を行う。 要介護高齢者等の居室等の改良を希望する者に対し、住宅改修の相談・助言、住宅改修費の助成を行う。 また、「食」の自立支援の観点からアセスメントを行い、食事提供に関連するサービスの利用調整を行う。 (平成17年4月末現在) 1 ふれあいデイサービス (1)開催場所 福祉の里レインボープラザ、第一介護サービスセンター(10月1日より開催予定) (2)利用料 1回につき手数料450円と食事代などの実費 (3)延べ利用者 329人 2 ふれあいミニデイサービス (1)開催力所 7カ所 (2)利用料 食事代などの実費 (3)延べ利用者 177人	介護保険課

	<p>(続き) 介護予防サービスの充 実 (Ⅲ-3-①-46-2)</p>	<p>3 高齢者等住宅改修相談(現地相談) (1)相談日時 毎月第1~第4木曜日 10時~16時(予約制) (2)申込み 相談日の1週間前までに介護保険課へ (3)相談件数 13件</p> <p>4 高齢者住宅改修費の助成 (1)内容 援護を要する高齢者が住む住宅の手すりの取 り付け等改修費用の一部を助成 (2)助成限度額(1住宅1回限り)限度額30万円(介護 保険の要介護・要支援と認定された方の住宅の限度 額は12万円) ※平成16年6月1日以後の申請から、介護保険の認定 を受けていない65歳以上の要援護者の住宅に対す る助成限度額を20万円とし、介護保険の要介護・要 支援と認定された方の住宅に対する助成を廃止した。 (3)生計中心者の所得税額により一部負担金が必要 (4)助成件数 410件(要援護者279件、認定者131件)</p> <p>5 「食」の自立支援 (1)内容 「食」の自立支援の観点からアセスメント(調 査)を行い、食事提供に関連するサービスの利用調 整を行う。また、アセスメントの結果、必要に応じ て栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認を 行った(配食は週3回まで)。 (2)対象者 食事の準備や調理が困難なおおむね65歳 以上のひとり暮らしの方や高齢者のみ世 帯など (3)費用 1食 300円 (4)利用世帯 560世帯 (5)利用者 659人 (6)延べ配食数 73,275食</p>	<p>3 高齢者等住宅改修相談(現地相談) (1)相談日時 毎月第1、第3木曜日 10時~16時(予約制) (2)申込み 相談日の1週間前までに介護保険課へ (3)相談件数 1件</p> <p>4 高齢者住宅改修費の助成 (1)内容 援護を要する高齢者が住む住宅の手すりの取 り付け等改修費用の一部を助成 (2)対象者 介護保険の認定を受けていない65歳以上 の要援護者の住宅 (3)助成限度額(1住宅1回限り)限度額20万円 (4)生計中心者の所得税額により一部負担金が必要 (5)助成件数 10件</p> <p>5 「食」の自立支援 (1)内容 「食」の自立支援の観点からアセスメント(調 査)を行い、食事提供に関連するサービスの利用調 整を行う。また、アセスメントの結果、必要に応じ て栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認を 行う(配食は週3回まで)。 (2)対象者 食事の準備や調理が困難なおおむね65歳 以上のひとり暮らしの方や高齢者のみ世 帯など (3)費用 1食 300円 (4)利用世帯 570世帯 (5)利用者 668人 (6)延べ配食数 5,888食</p>	介護保険課
	<p>高齢者の参加型機能訓 練の実施 (Ⅲ-3-①-46-3)</p>	<p>地域参加型で、心身機能の低下により閉じこもりや孤立等 の社会的障害の回復又は予防に重点を置いた教室を開催 した。 B型機能訓練教室 内容 地域の集会場において月2回音楽や工芸等を主 体としたレクリエーションや創作活動及び季節 の諸行事等を実施 実施地区 牛山地区、神領地区、藤山台地区の3地区 参加延人数 667人(平成17年3月末現在) 従事者 保健師 看護師 地区協力員 講 師 音楽療法士 紙工芸師 保健師 歯科衛生士</p>	<p>地域参加型で、心身機能の低下により閉じこもりや孤立等 の社会的障害の回復又は予防に重点を置いた教室を開催 する。 B型機能訓練教室 内容 地域の集会場において月2回音楽や工芸等を主 体としたレクリエーションや創作活動及び季節 の諸行事等を実施 実施地区 神領地区、藤山台地区、勝川地区の3地区 参加延人数 64人(平成17年4月末現在) 従事者 保健師 看護師 地区協力員 講 師 音楽療法士 紙工芸師 保健師 歯科衛生士</p>	健康推進課

<p>4 7 生活支援サービスの推進</p>	<p>生活支援サービスの充実 (Ⅲ-3-①-47-1)</p>	<p>ひとり暮らし高齢者等に対し、高齢者福祉サービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で生活することができるよう支援を行った。 (平成17年3月末現在)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者生活支援ホームヘルプサービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用世帯 94 世帯 (2) 延べ回数 5,725 回 (3) 延べ派遣時間 10,744 時間 2 高齢者生活支援ショートステイ <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急ショート ①延べ人数 14 人②延べ日数 86 日 (2) 生活管理指導 ①延べ人数 9 人②延べ日数 58 日 3 高齢者訪問入浴サービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 登録者 22 人 (2) 延べ利用者 82 人 4 高齢者日常生活用具給付・貸与 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電磁調理器 20 台 (2) 電子調理器 2 台 (3) 自動消火器 3 台 (4) 福祉電話 11 台 (総設置台数 57 台) 5 高齢者寝具乾燥交換サービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 布団乾燥 延べ173 枚 (2) 毛布乾燥 延べ117 枚 (3) 寝具交換 延べ664回 6 訪問理美容サービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 延べ利用者 12,161 人 (理容 7,369 人、美容 4,792 人) 7 健康診断書料助成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 助成件数 139 件 (福祉サービス 7 件、介護サービス 132 件) 8 緊急通報システム設置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置台数 240 台 (総設置台数 975 台) 9 外出支援サービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 延べ利用者 11 人 10 介護福祉特別給付金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受給者 1,583 人 11 生活支援特別給付金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受給者 8 人 12 福祉電話事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者 28 人 13 友愛電話訪問 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者 25 人 	<p>ひとり暮らし高齢者等に対し、高齢者福祉サービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で生活することができるよう支援を行う。 (平成17年4月末現在)</p> <p>新規 家具転倒防止器具取付 (5月6日開始)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者 0 人 (取付数 0 個) <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者生活支援ホームヘルプサービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用世帯 89 世帯 (2) 延べ回数 436 回 (3) 延べ派遣時間 813 時間 2 高齢者生活支援ショートステイ <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急ショート ①延べ人数 3 人②延べ日数 26 日 (2) 生活管理指導 ①延べ人数 0 人②延べ日数 0 日 3 高齢者訪問入浴サービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 登録者 20 人 (2) 延べ利用者 4 人 4 高齢者日常生活用具給付・貸与 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電磁調理器 0 台 (2) 電子調理器 2 台 (3) 自動消火器 1 台 (4) 火災警報器 0 台 (新規 4月1日開始) (5) 福祉電話 1 台 (総設置台数 53 台) 5 高齢者寝具乾燥交換サービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 布団乾燥 0 枚 (2) 毛布乾燥 0 枚 (3) 寝具交換 45回 6 訪問理美容サービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 延べ利用者 137 人 (理容 137 人、美容 0 人) 7 健康診断書料助成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 助成件数 10 件 (福祉サービス 1 件、介護サービス 9 件) 8 緊急通報システム設置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置台数 16 台 (総設置台数 980 台) 9 外出支援サービス <ol style="list-style-type: none"> (1) 延べ利用者 3 人 10 介護福祉特別給付金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受給者 1,603 人 11 生活支援特別給付金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受給者 8 人 12 福祉電話事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者 25 人 13 友愛電話訪問 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者 25 人 	<p>介護保険課</p>
----------------------------	-------------------------------------	--	---	--------------

<p>48 家族介護支援サービスの推進</p>	<p>家族介護支援サービスの充実 (Ⅲ-3-①-48-1)</p>	<p>要援護高齢者及び要介護等認定者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図った。(平成17年3月末現在)</p> <p>1 介護者リフレッシュショートステイ (1)延べ利用者 72人 (2)延べ利用日数 202日</p> <p>2 徘徊高齢者家族支援サービス (1)利用者 17人</p> <p>3 リフレッシュ手当 (1)支給者 3,829人</p> <p>4 家族介護者慰労金 (1)支給者 1人</p>	<p>要援護高齢者及び要介護等認定者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る。(平成17年4月末現在)</p> <p>1 介護者リフレッシュショートステイ (1)延べ利用者 5人 (2)延べ利用日数 12日</p> <p>2 徘徊高齢者家族支援サービス (1)利用者 17人</p> <p>3 リフレッシュ手当 (1)支給者 3,928人</p> <p>4 家族介護者慰労金 (1)支給者 0人</p>	<p>介護保険課</p>
-----------------------------	---------------------------------------	--	---	--------------

② 介護を担う人材の育成と確保

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
49 介護サービス職員の資 質向上への支援と意識 啓発	介護サービス職員の資 質向上の支援 (Ⅲ-3-②-49-1)	「介護は女性の役割」という社会通念を排除し、介護の社 会化を推進している。このため、介護サービス事業者の資 質の向上を図り、質の高い介護サービスの適正かつ適切な 提供を確保するために介護サービス事業者会議の運営を、 春日井市居宅介護支援事業者連絡会に委託し、介護サービ ス事業者及びその従業者を対象に、専門知識を習得するた めの講習会の開催や青樹提供を行った。 市主催の講習会を6回開催 7月21日、8月18日、10月20日、1月26日、 2月16日、3月23日 参加延べ人数 620人 ※ 事業者連絡会等主催 5回 5月11日、6月23日、9月22日、11月17日、 12月22日 参加延べ人数 418人	「介護は女性の役割」という社会通念を排除し、介護の社 会化を推進している。このため、介護サービス事業者の資 質の向上を図り、質の高い介護サービスの適正かつ適切な 提供を確保するために介護サービス事業者会議の運営を、 春日井市居宅介護支援事業者連絡会に委託し、介護サービ ス事業者及びその従業者を対象に、専門知識を習得するた めの講習会の開催や青樹提供を行う。 「継続して実施」	介護保険課
	施設職員などへのジェ ンダーに関する研修の 実施 (Ⅲ-3-②-49-2)	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性 別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮すること ができ、よりよい介護サービスの提供が図れるよう、介護 サービス事業者及びその従業者を対象に、専門知識を習得 するための講習会の開催等を春日井市居宅介護支援事業 者連絡会に委託し、介護サービス事業者及びその従業者の 資質の向上を図った。 (Ⅲ-3-②-49-1「介護サービス職員の資質向上の 支援」の再掲)	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性 別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮すること ができ、よりよい介護サービスの提供が図れるよう、介護 サービス事業者及びその従業者を対象に、専門知識を習得 するための講習会の開催等を春日井市居宅介護支援事業 者連絡会に委託し、介護サービス事業者及びその従業者の 資質の向上を図る。 ・「継続して実施」	介護保険課
50 家族介護者の介護力の 向上	ハートフルケアセミナ ーの開催 (Ⅲ-3-②-50-1)	要介護者等を在宅で介護している人など介護に関心のある 人に、家庭での介護技術を習得してもらうことにより、 在宅福祉の向上を図った。 3回(1講座3日間、午前：講義 午後：実技(介護ベッ ト等を使用)) ・第1回(5月13、20、27日 10時~16時) レディヤン春日井 受講者数：27人(女22人) ・第2回(12月7、14、21日 10時~16時) 坂下公民館 受講者数：29人(女27人、男2人) ・第3回(1月20、26、2月1日 10時~16時) 味美ふれあいセンター 受講者数：27人(女24人、男3人)	要介護者等を在宅で介護している人など介護に関心のある 人に、家庭での介護技術を習得してもらうことにより、 在宅福祉の向上を図る。 3回(1講座3日間、午前：講義 午後：実技(介護ベッ ト等を使用)) ・第1回(5月16、23、30日 10時~16時) 東部市民センター 受講者数：25人 (女20人、男5人) ・第2回(12月6、13、20日 10時~16時) 総合体育館 受講定員：40人 ・第3回(2月7、14、21日 10時~16時) 知多公民館 受講定員：40人	福祉課

51 家族介護者交流事業の 推進	福祉のつどいの開催 (Ⅲ-3-②-51-1)	障害者の社会参加や一般市民の福祉に対する理解が年々 進み、市民相互のふれあい交流が一層求められる中、第 24回福祉のつどいを開催した。 福祉関係団体による模擬店、一坪販売、シルバー疑似体験 コーナー、点字コーナーなどを実施 ・開催日時 平成16年9月12日(日) 9時30分～15時 ・参加人数 延べ16,000人	障害者の社会参加や一般市民の福祉に対する理解が年々 進み、市民相互のふれあい交流が一層求められる中、第 25回福祉のつどいを開催する。 点字コーナー、身体障害者相談、レールパーク、ボランテ ィア活動紹介、障害者・高齢者による福祉作品展、福祉関 係団体による模擬店などを実施予定	福祉課
	家族介護者交流事業の 充実 (Ⅲ-3-②-51-2)	介護者の心身の疲労軽減と良好な家族関係の継続を支援 するため、情報交換の機会を提供した。 (平成17年3月末現在) 内 容 介護保険の要介護者等を自宅で介護している方 が気軽に意見交換できる交流会を実施した。 開催日 平成17年1月8、16、22日 参加者 538人	介護者の心身の疲労軽減と良好な家族関係の継続を支援 するため、情報交換の機会を提供する。 (平成17年4月末現在) 内 容 介護保険の要介護者等を自宅で介護している方 が気軽に意見交換できる交流会を実施する。 開催日 平成18年1月(3回開催予定) 参加者 700人(予定)	介護保険課
52 福祉教育の充実	福祉協力校による福祉 教育の充実 (Ⅲ-3-②-52-1)	社会福祉協議会との連携の下に福祉協力校を指定し、児 童、生徒の福祉意識の向上に努めた。 ・福祉協力校 県社協指定 2校(牛山小、味美中) ・福祉協力園 市社協指定 1園(瑞雲保育園) 福祉用具の貸し出し 市内小・中・高校を対象に車いす、点字セット、シルバ ー疑似体験セットなどを貸し出した。 (車椅子体験29回、手話体験10回、点字体験20回、盲 導犬4回、ガイドヘルプ24回、ボランティア体験活動 人数 合計4,971人)	福祉協力校は廃止、協力園は廃止しておらず、現在は指定 園はなし ・福祉用具の貸し出しは継続	福祉課
		福祉実践教室の実施(同上) ※各小中学校で、「総合的な学習の時間」等の中で、福祉 に焦点を当てた実践を行った。	平成17年度の福祉協力校は設定されていない。 ※総合的な学習の時間で、福祉をテーマにした体験的学習が 実践されている。	学校教育課

③ 介護相談・情報提供体制の充実

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
53 連絡相談体制の強化	高齢者福祉総合相談窓口の充実 (Ⅲ-3-③-53-1)	在宅介護支援センター運営事業 在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、その者のニーズに対応した各種の保健・福祉サービス等が、総合的に受けられるよう便宜を供与し、福祉の向上を図った。(平成17年3月末現在) ※平成16年度から高齢者ができる限り要介護状態にならずに健康で生き生きとした生活を送れるよう支援するため、地域型在宅介護支援センターによる介護予防教室を実施した。 1 相談件数 22,747件 2 高齢者実態把握調査 5,365件 3 介護予防プラン 808件 4 介護予防教室 61回	在宅介護支援センター運営事業 在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、その者のニーズに対応した各種の保健・福祉サービス等が、総合的に受けられるよう便宜を供与し、福祉の向上を図る。(平成17年4月末現在) 1 相談件数 1,721件 2 高齢者実態把握調査 未定(3ヶ月に1回の報告のため) 3 介護予防プラン 88件 4 介護予防教室 4回 ※平成17年度から介護予防教室については、健康推進課として実施。	介護保険課
	介護相談員派遣事業の充実 (Ⅲ-3-③-53-2)	「介護は女性の役割」という社会通念を排除するとともに、介護をその家族だけではなく社会全体で支え、担っていく意識を更に啓発、推進していくためには、要介護者やその家族への相談体制等の充実が重要な役割を担っている。このため、介護相談委員による相談事業(本庁で月1回開催)を実施するとともに、介護相談員を老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設に派遣し、施設と入所者及び家族の橋渡しをする相談事業を実施した。 介護相談委員相談業務 5回 介護相談員派遣事業 12か所274回 ※平成15年度から派遣先は8ヶ所から12ヶ所とした。	「介護は女性の役割」という社会通念を排除するとともに、介護をその家族だけではなく社会全体で支え、担っていく意識を更に啓発、推進していくためには、要介護者やその家族への相談体制等の充実が重要な役割を担っている。このため、介護相談委員による相談事業(本庁で月1回開催)を実施するとともに、介護相談員を老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設に派遣し、施設と入所者及び家族の橋渡しをする相談事業を実施する。 また、平成18年4月1日より介護相談員派遣先を1ヶ所追加するための体制づくりを実施する。 ・「継続して実施」	介護保険課
54 介護サービスなど情報の提供	インターネットや冊子による情報提供 (Ⅲ-3-③-54-1)	「介護は女性の役割」という社会通念を排除するとともに、介護をその家族だけではなく社会全体で支え、担っていく意識を更に啓発、推進していくため、インターネット等による情報提供を行った。 (1) かすかいい・かいごねっと アクセス件数12,581件 (2) 平成16年度版高齢者福祉サービスガイド及び介護サービス事業所ガイド作成 (3) 介護保険説明会 3回(145人)	「介護は女性の役割」という社会通念を排除するとともに、介護をその家族だけではなく社会全体で支え、担っていく意識を更に啓発、推進していくため、インターネット等による情報提供を行う。また、平成17年10月1日及び平成18年4月1日より制度変更が予定されていることにより、広報春日井や市内施設にて制度変更のPRや説明会を開催する。 (1) かすかいい・かいごねっと (2) 平成17年度版高齢者福祉サービスガイド及び介護サービス事業所ガイド作成 (3) 介護保険説明会 (4) 広報春日井 9月15日号、1月15日号(予定)	介護保険課

目標Ⅳ 地域における男女共同参画の促進

課題 1 男女が共に地域活動・社会活動に参画しやすい環境づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った地域行事・活動の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
55 男女共同参画による地域活動への理解とネットワークづくり	男女が共に参画する地域活動への啓発 (Ⅳ-1-①-55-1)	地域活動の慣習・慣行を見直し、ジェンダーに敏感な視点に立って地域活動が進められるようすべての人が町内会等地域活動団体に加入を呼びかける啓発チラシを配布した。	地域活動の慣習・慣行を見直し、ジェンダーに敏感な視点に立って地域活動が進められるようすべての人が町内会等地域活動団体に加入を呼びかける啓発チラシを配布する。	生活課
	地域活動のネットワークづくりへの支援 (Ⅳ-1-①-55-2)	男女が共に地域を支える一員としての自覚を持ち、男女共同参画社会形成の視点に立った地域活動のネットワークづくりを支援した。 ・春日井市区長・町内会長連合会理事会 ・春日井市コミュニティ推進連絡協議会	男女が共に地域を支える一員としての自覚を持ち、男女共同参画社会形成の視点に立った地域活動のネットワークづくりを支援する。 ・「継続して実施」	生活課
56 男女が共に参加しやすい地域行事の促進	地域行事やふれあい交流事業の促進 (Ⅳ-1-①-56-1)	男女を問わず誰もが気軽に参加できる地域の行事への参画を促進した。 (平成17年3月末現在) ・コミュニティ保険に加入 申請件数 29 件 ・益踊り実施事業費を補助 補助団体 81 団体	男女を問わず誰もが気軽に参加できる地域の行事への参画を促進する。 ・「継続して実施」	生活課
	地域行事・活動の企業への啓発 (Ⅳ-1-①-56-2)	男性の地域行事への理解を深め、地域の誰もが気軽に地域の行事に参画できるよう関係機関からのチラシなどを窓口において啓発した。	男性の地域行事への理解を深め、地域の誰もが気軽に地域の行事に参画できるよう関係機関からのチラシなどを窓口において啓発する。	経済振興課

② リーダーの育成と地域・社会活動への支援

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
57 地域活動の円滑な運営のための支援	区、町内会やコミュニティ推進地区への支援 (IV-1-②-57-1)	男女が共に地域活動に参画していくため、区町内会やコミュニティ推進地区への支援を通じて地域活動の活性化を図った。 助成金額 区町内会 加入1世帯あたり430円 コミュニティ推進地区1地区あたり 100,000円 防犯灯設置 灯数751灯(新設) 電気料(対象灯数13,923灯)補助	男女が共に地域活動に参画していくため、区町内会やコミュニティ推進地区への支援を通じて地域活動の活性化を図る。 ・「継続して実施」	生活課
	P T A連絡協議会への支援 (IV-1-②-57-2)	春日井市小中学校P T A連絡協議会への支援を通じて、地域活動の活性化を図った。 春日井市小中学校P T A連絡協議会53校 会員 24,872人	春日井市小中学校P T A連絡協議会への支援を通じて、地域活動の活性化を図る。 春日井市小中学校P T A連絡協議会53校 会員 25,347人	生涯学習課
58 社会活動団体などの指導者の養成	人材養成講座の開催 (IV-1-②-58-1)	女性を取り巻く社会状況や性別役割分担意識を改善するため、女性のエンパワーメントに寄与する企画力や指導力を向上させ、様々な分野で活躍できる女性を育成するための人材養成講座を「男女共同参画セミナー」の中で開催した。 (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)	女性を取り巻く社会状況や性別役割分担意識を改善するため、女性のエンパワーメントに寄与する企画力や指導力を向上させ、様々な分野で活躍できる女性を育成するための人材養成講座を「男女共同参画セミナー」の中で開催する。 (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)	青少年女性課
		地域で活動する団体やグループの担い手としてふさわしい人材を養成する講座を開催した。 ・いきいきレディースセミナー(3回) 参加者11人 実施日 9月2日~9月16日(各木曜日) 内 容 新しい社会に向けて家族について考える ・いきいきレディースセミナー(3回) 参加者28人 実施日 2月15日~3月1日(各火曜日) 内 容 異文化を知るードイツの家庭・世界の茶文化を学ぶ ・いきいきメンズセミナー(3回) 参加者 16人 実施日 2月11日~2月25日(各金曜日) 内 容 旅の楽しみ方・菜園生活・料理などのライフワークを学ぶ	地域で活動する団体やグループの担い手としてふさわしい人材を養成する講座を開催する。 ・いきいきレディースセミナー(4回) 実施日 8月26日~9月16日(金曜日) 内 容 コミュニケーションで暖かい人間づくりと声と言葉のトレーニング ・いきいきレディースセミナー(3回) 実施日 未定 内 容 男女共同参画社会に向けて女性の生き方を考える ・いきいきメンズセミナー 3回 実施日 未定	青少年女性センター

59 社会活動団体などへの 支援	団体・グループ活動への支援 (IV-1-②-59-1)	地域で活動する団体やグループに、活動が充実したものになるよう施設利用等の減免等側面的な支援を行った。	地域で活動する団体やグループに、活動が充実したものになるよう施設利用等の減免等側面的な支援を行う。	青少年女性センター ふれあいセンター 公民館																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>団体数</th> <th>会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味美ふれあいセンター</td> <td>62</td> <td>1,498</td> </tr> <tr> <td>高蔵寺ふれあいセンター</td> <td>83</td> <td>1,591</td> </tr> <tr> <td>南部ふれあいセンター</td> <td>64</td> <td>1,613</td> </tr> <tr> <td>西部ふれあいセンター</td> <td>78</td> <td>1,336</td> </tr> <tr> <td>東部市民センター</td> <td>82</td> <td>1,571</td> </tr> <tr> <td>鳥居松ふれあいセンター</td> <td>31</td> <td>443</td> </tr> <tr> <td>レディヤンかすがい</td> <td>211</td> <td>13,054</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>63</td> <td>2,013</td> </tr> <tr> <td>知多公民館</td> <td>64</td> <td>1,182</td> </tr> <tr> <td>鷹来公民館</td> <td>84</td> <td>1,571</td> </tr> <tr> <td>坂下公民館</td> <td>76</td> <td>1,583</td> </tr> </tbody> </table>			団体数	会員数	味美ふれあいセンター	62	1,498	高蔵寺ふれあいセンター	83	1,591	南部ふれあいセンター	64	1,613	西部ふれあいセンター	78	1,336	東部市民センター	82	1,571	鳥居松ふれあいセンター	31	443	レディヤンかすがい	211	13,054	中央公民館	63	2,013	知多公民館	64	1,182	鷹来公民館	84	1,571	坂下公民館	76	1,583	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>団体数</th> <th>会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味美ふれあいセンター</td> <td>56</td> <td>985</td> </tr> <tr> <td>高蔵寺ふれあいセンター</td> <td>81</td> <td>1,436</td> </tr> <tr> <td>南部ふれあいセンター</td> <td>61</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>西部ふれあいセンター</td> <td>76</td> <td>1,225</td> </tr> <tr> <td>東部市民センター</td> <td>83</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>鳥居松ふれあいセンター</td> <td>34</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>レディヤンかすがい</td> <td>203</td> <td>8,537</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>59</td> <td>1,903</td> </tr> <tr> <td>知多公民館</td> <td>64</td> <td>1,182</td> </tr> <tr> <td>鷹来公民館</td> <td>85</td> <td>1,635</td> </tr> <tr> <td>坂下公民館</td> <td>70</td> <td>1,437</td> </tr> </tbody> </table>		団体数	会員数	味美ふれあいセンター	56	985	高蔵寺ふれあいセンター	81	1,436	南部ふれあいセンター	61	1,570	西部ふれあいセンター	76	1,225	東部市民センター	83	1,650	鳥居松ふれあいセンター	34	477	レディヤンかすがい	203	8,537	中央公民館	59	1,903	知多公民館	64	1,182	鷹来公民館	85	1,635
	団体数	会員数																																																																							
味美ふれあいセンター	62	1,498																																																																							
高蔵寺ふれあいセンター	83	1,591																																																																							
南部ふれあいセンター	64	1,613																																																																							
西部ふれあいセンター	78	1,336																																																																							
東部市民センター	82	1,571																																																																							
鳥居松ふれあいセンター	31	443																																																																							
レディヤンかすがい	211	13,054																																																																							
中央公民館	63	2,013																																																																							
知多公民館	64	1,182																																																																							
鷹来公民館	84	1,571																																																																							
坂下公民館	76	1,583																																																																							
	団体数	会員数																																																																							
味美ふれあいセンター	56	985																																																																							
高蔵寺ふれあいセンター	81	1,436																																																																							
南部ふれあいセンター	61	1,570																																																																							
西部ふれあいセンター	76	1,225																																																																							
東部市民センター	83	1,650																																																																							
鳥居松ふれあいセンター	34	477																																																																							
レディヤンかすがい	203	8,537																																																																							
中央公民館	59	1,903																																																																							
知多公民館	64	1,182																																																																							
鷹来公民館	85	1,635																																																																							
坂下公民館	70	1,437																																																																							

<p>60 多様なボランティア活動への支援</p>	<p>ボランティア活動への支援 (IV-1-②-60-1)</p>	<p>より良い地域社会を築くために、男女が地域を支える一員として、多様なボランティア活動に取り組みやすい環境をつくるため、情報の提供や講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報紙「ボランティア・NPO情報」発行 (第3号：平成16年8月発行、第4号：平成17年2月発行) 形態 A4版 4ページ 2色刷 内容 ボランティア・NPO紹介、ボランティア募集、講座案内等 発行部数 2,000部 配布先 各公共施設窓口、ボランティア団体、NPO法人等 編集協力 NPO法人けやきフォーラム ・「青少年ボランティアスクール」開催（社会福祉協議会との共催） 実施期間 7月22日～8月11日 受講者 24名（男3人・女21人） 「NPOについての講座及び福祉、環境、文化等の体験学習」 ・「NPO理解・応用セミナー」開催 場 所 文化フォーラム春日井 会議室 受講者 63人（男29人・女34人） 実施日 9月11日（土） テーマ 「なぜ地域でNPOが必要とされるか。その向かうべき道」他 講 師 関戸美恵子氏（NPO法人起業支援ネット代表理事）他 ・「NPO理解・応用セミナー Part2」開催 場 所 鳥居松ふれあいセンター 受講者 20人（男8人・女12人） 実施日 2月26日（土） テーマ 初級・NPOはじめの一步 中級・運営をパワーアップするために 上級・理念を社会に還元し持続するために 講 師 初級・治郎丸慶子（NPO法人あっとわん） 中級・河野 弓子（NPO法人あっとわん） 上級・辻本 哲朗（愛知県社会活動推進課） 	<p>より良い地域社会を築くために、男女が地域を支える一員として、多様なボランティア活動に取り組みやすい環境をつくるため、情報の提供や講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報紙「ボランティア・NPO情報」発行 (第5号：平成17年8月発行予定、第6号：平成18年2月発行予定) 形態 A4版 4ページ 2色刷 内容 ボランティア・NPO紹介、ボランティア募集、講座案内等 発行部数 2,000部 配布先 各公共施設窓口、ボランティア団体、NPO法人等 編集協力 NPO法人けやきフォーラム ・「ボランティア・NPOセミナー」開催（2回） 実施日等未定 ・「青少年ボランティアスクール」開催 実施期間 7月中旬～8月中旬 社会福祉協議会との共催実施 	<p>生活課</p>
-------------------------------	---------------------------------------	--	---	------------

	<p>NPO法人化などへの支援 (IV-1-②-60-2)</p>	<p>男女が対等なパートナーとして、継続的に責任のある多様なボランティア活動を通じて、まちづくりに参画していくためには、活動主体の組織化が有効であることから、そのための情報を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県発行「特定非営利活動法人の手引き」等を生活課窓口を設置 ・春日井市内NPO法人一覧を生活課窓口を設置 ・内閣府発行「NPO法人活動の一層の発展を図るために」(閲覧用)、内閣府発行「NPO法のあらまし」(閲覧用)を、生活課、情報コーナー、図書館、各図書室、レディヤンかすかい、社会福祉協議会に設置 <p>本市におけるNPO法人認証状況 27法人(3未現在)</p>	<p>男女が対等なパートナーとして、継続的に責任のある多様なボランティア活動を通じて、まちづくりに参画していくためには、活動主体の組織化が有効であることから、そのための情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「継続して実施」 	<p>生活課</p>
	<p>ボランティア登録制度の充実 (IV-1-②-60-3)</p>	<p>福祉分野にとどまらず、国際交流、防災、環境などさまざまな分野にわたってボランティア活動の啓発や育成援助、連絡調整及びボランティア登録制度の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア相談(火曜～金曜) ・ボランティアセンター登録者数(平成17年3月末現在) 154団体 3,155人、個人ボランティア 387人 ・文化ボランティア 平成15年度より実施 41人(平成17年3月末現在) 	<p>福祉分野にとどまらず、国際交流、防災、環境などさまざまな分野にわたってボランティア活動の啓発や育成援助、連絡調整及びボランティア登録制度の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア相談(火曜～金曜) ・ボランティアセンター登録者数(平成17年4月末現在) 138団体 2,722人、個人ボランティア 134人 ・文化ボランティア 31人(平成17年4月1日現在) 	<p>文化課 生活課 福祉課</p>

③ 地域・社会活動に関する情報の提供

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
6.1 地域情報、生活情報の提供	地域情報、生活情報の提供 (IV-1-③-6.1-1)	男女が共に地域を支え地域活動や社会活動に参画し、活動の活性化を図ることから積極的に地域の情報を収集し提供するため町内会等の加入を呼びかけた。 ・区・町内会・自治会加入率 71.7% ・町内会等加入啓発パンフレットの配布	男女が共に地域を支え地域活動や社会活動に参画し、活動の活性化を図ることから積極的に地域の情報を収集し提供するため町内会等の加入を呼びかける。 ・「継続して実施」	生活課
6.2 情報ネットワークづくり	青少年女性センターの団体連絡室の有効利用 (IV-1-③-6.2-1)	活動団体の交流が図られるよう、場（団体連絡室）の提供をした。 団体連絡室の利用状況（平成17年3月末現在） 女性団体連絡室 216件 1,965人 青少年団体連絡室 213件 2,894人 消費生活活動室 118件 1,268人 計 547件 6,127人	活動団体の交流が図られるよう、場（団体連絡室）の提供をする。 団体連絡室の利用状況（平成17年4月末現在） 女性団体連絡室 18件 201人 青少年団体連絡室 24件 436人 消費生活活動室 15件 248人 計 57件 885人	青少年女性センター
	春日井ふれあい情報ネットワークシステムの充実 (IV-1-③-6.2-2)	市内公共施設に設置された利用者開放端末で各種行政情報を提供した。 ふれあい情報ネットワーク ・屋外スポーツ施設予約、公共施設の会議室等の予約、生涯学習情報（講師情報、講座情報、団体情報）、利用者登録の案内、施設案内	市内公共施設に設置された利用者開放端末で各種行政情報を提供する。 ・「継続して実施」	生涯学習課
	コミュニティ研修会の実施 (IV-1-③-6.2-3)	男女が対等なパートナーとしてコミュニティ推進地区団体の活動を推進し、リーダーの資質向上を図るため「コミュニティリーダー研修」を開催し交流を図った。 実施日 6月26日（土） 場 所 グリーンパレス春日井 参加者 157人 内 容 講演「防災・安全な街づくりについて」 講師 市民安全課主幹 大崎逸郎 講演「悪徳商法！ だまされないで」 講師 （社）全国消費生活相談員協会 斉藤立子、中村礼子、吉田理代、清水かほる	男女が対等なパートナーとしてコミュニティ推進地区団体の活動を推進し、リーダーの資質向上を図るため「コミュニティリーダー研修」を開催し交流を図る。 ・「継続して実施」	生活課
	コミュニティ紙の相互交換 (IV-1-③-6.2-4)	コミュニティ推進地区の交流を図るため各地区の活動状況を掲載したコミュニティ紙をそれぞれ地区で発行し、情報を交換することによりコミュニティ相互の推進を図った。 14のコミュニティ推進地区でコミュニティ紙を発行し、相互に交換した。	コミュニティ推進地区の交流を図るため各地区の活動状況を掲載したコミュニティ紙をそれぞれ地区で発行し、情報を交換することによりコミュニティ相互の推進を図る。 ・「継続して実施」	生活課

63 ボランティア休暇制度 の啓発	ボランティア休暇制度 の啓発 (IV-1-③-63-1)	ボランティア休暇の取得促進に向け、関係機関からのチラシ、ポスターなどを窓口において啓発した。	・「継続して実施」	経済振興課
	ボランティア休暇制度 導入企業の紹介 (IV-1-③-63-2)	実績なし	予定なし	経済振興課

課題2 あらゆる人の地域社会への参画支援

① バリアフリーの環境整備と高齢者・障害者の社会参画の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
64 高齢者・障害者との交流	高齢者・障害者との交流促進 (IV-2-①-64-1)	世代間交流事業として、老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を公立28保育園、私立5保育園で行った。	世代間交流事業として、老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を公立28保育園、私立5保育園で行う。	児童課
		高齢者・障害者の社会参加を促進するよう、社会福祉協力校や保育園での交流を図った。 学校の運動会では地域のお年寄りをお招きして交流を図った。 神屋小学校と坂下中学校では、春日台養護学校との交流を続けている。	高齢者・障害者の社会参加を促進するよう、社会福祉協力校や保育園での交流を図る。 ・「継続して実施」	
65 障害者への学習・交流の機会と場の提供	福祉のつどいの開催 (IV-2-①-65-1)	障害者の社会参加や一般市民の福祉に対する理解が年々進み、市民相互のふれあい交流が一層求められる中、第24回福祉のつどいを開催した。 (Ⅲ-3-②-51-1「福祉のつどいの開催」の再掲)	障害者の社会参加や一般市民の福祉に対する理解が年々進み、市民相互のふれあい交流が一層求められる中、第25回福祉のつどいを開催する。 (Ⅲ-3-②-51-1「福祉のつどいの開催」の再掲)	福祉課
	障害者用パソコン教室の開催 (IV-2-①-65-2)	市内在住の身体障害者に対する福祉サービスの一つとして「障害者用パソコン教室」を開講した。 ・前期 6回 定員6人 計 35人 ・後期 6回 定員6人 計 20人	市内在住の身体障害者に対する福祉サービスの一つとして「障害者用パソコン教室」を開講する。 ・前期 6回 定員5人 計30人 ・後期 6回 定員5人 計30人	福祉課
66 情報バリアフリーの推進	視覚障害者へ「声の広報かすかじり」の送付 (IV-2-①-66-1)	市政への理解を深めるため、視覚障害者に市政の情報などを提供した。 広報春日井の中から視覚障害者に有益な情報を選択、1時間テープに録音編集、これを広報春日井の発行にあわせて、毎月2回、年間24回郵送した。なお、制作は「声の広報かすかじりボランティア」(45名)が実施。 1回あたり72件ほど送付。	市政への理解を深めるため、視覚障害者に市政の情報などを提供する。 ・「継続して実施」	広報広聴課
	聴覚障害者への手話通訳者派遣 (IV-2-①-66-2)	日常生活を営むのに支障がある聴覚障害者等が円滑な意思伝達を図るため福祉課窓口到手話通訳を配置するとともに、手話通訳の派遣を行うことにより、障害者の社会参加と自立を促進し、市民相互のコミュニケーションの円滑化を推進するとともに、障害者福祉の向上を図った。 毎週、月・水・金の午前中配置 必要に応じ、同行通訳者を派遣 窓口における手話通訳利用者 447人 手話通訳者派遣人数 336人	日常生活を営むのに支障がある聴覚障害者等が円滑な意思伝達を図るため福祉課窓口到手話通訳を配置するとともに、手話通訳の派遣を行うことにより、障害者の社会参加と自立を促進し、市民相互のコミュニケーションの円滑化を推進するとともに、障害者福祉の向上に資する。 毎週、月・水・金の午前中配置 通院等要請により通訳者を派遣	福祉課

	録音図書、点字図書の貸出、対面読書サービス (IV-2-①-66-3)	視覚障害者にも広く図書資料の利用ができるよう、録音・点字図書の作成及び貸出し、対面読書を実施した。録音図書制作に携わるボランティアの養成講座を開催した。(平成17年3月末現在) ・点字図書 1,032冊 (うち新規作製 148冊・寄贈0冊) ・録音図書 1,488種 (うち新規作製242種、除籍0種) ・対面読書 29回実施 ・音訳技術講習会(初級編) 5月～9月 計10回 " (中級編) 12月～2月 計3回	視覚障害者にも広く図書資料の利用ができるよう、録音・点字図書の作成及び貸出し、対面読書を実施する。音訳技術講習会(初級・中級)を実施し、録音図書制作に携わるボランティアの養成を行う。	図書館
67 高齢者や障害者などにやさしいまちづくりの推進	人にやさしいまちづくり事業の推進 (IV-2-①-67-1)	高齢者、障害者等を含むすべての人があらゆる施設を円滑に利用できる「人にやさしい街づくりの推進」を図るため、市内において不特定かつ多数の人が利用する既存施設の改善措置に対して、民間施設改善助成金を交付した。 ・平成16年度交付実績なし	高齢者、障害者等を含むすべての人があらゆる施設を円滑に利用できる「人にやさしい街づくりの推進」を図るため、市内において不特定かつ多数の人が利用する既存施設の改善措置に対して、民間施設改善助成金を交付する。 ・階段をスロープ化、自動扉の設置、障害者用トイレの設置などの改修工事 ・広報掲載	福祉課

② 母子世帯・父子世帯などの生活安定・自立支援

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
68 自立資金融資の利用促進	生活福祉資金の貸付 (IV-2-②-68-1)	低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的として資金の貸付を行った。生活困難な世帯に対し、困難理由に応じて、資金種別ごとの貸付を行った。(社会福祉協議会) ・1件(貸付金総額 700千円)(平成17年3月末現在)	低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的として資金の貸付を行う。生活困難な世帯に対し、困難理由に応じて、資金種別ごとの貸付を行う。(社会福祉協議会) 資金種別 ①更正資金 ②福祉資金 ③住宅資金 ④修学資金 ⑤療養・介護資金 ⑥緊急小口資金 ⑦災害援護資金 ⑧離職者支援資金 ⑨長期生活支援資金	福祉課
	母子寡婦福祉資金の貸付 (IV-2-②-68-2)	母子家庭及び寡婦の方の生活の安定と児童の福祉の増進のため、愛知県が行う暮らしに必要な資金の貸付け事業に関し、市母子自立支援員による相談業務を行った。 相談日 月曜～金曜 9時～17時 児童課 相談件数 931件 貸付件数 23件	母子家庭及び寡婦の方の生活の安定と児童の福祉の増進のため、愛知県が行う暮らしに必要な資金の貸付け事業に関し、市母子自立支援員による相談業務を行う。 相談日 月曜～金曜 9時～17時 児童課	児童課
69 自立のための生活支援	介護人の派遣支援 (IV-2-②-69-1)	ひとり親家庭を支援していくため、市母子自立支援員による相談・助言を行うほか、ひとり親家庭の日常生活における人的支援(日常生活支援事業)と母子家庭の母の就労などに対する給付金制度(自立支援給付金)を新設し、新たな母子家庭等自立支援策を行った。 ・市母子自立支援員 相談日 月曜～金曜 9時～17時 児童課 ・人的支援 春日井市母子家庭等日常生活支援事業 3世帯45回 ・給付金制度 春日井市自立支援教育訓練給付金 8件 春日井市高等職業訓練促進給付金 1件 春日井市常用雇用轉換奨励金 0件	ひとり親家庭を支援していくため、市母子自立支援員による相談・助言を行うほか、ひとり親家庭の日常生活における人的支援(日常生活支援事業)と母子家庭の母の就労などに対する給付金制度(自立支援給付金)を活用し、母子家庭等自立支援策を行う。 ・「継続して実施」	児童課
	住宅、内職相談の充実 (IV-2-②-69-2)	収入が一定基準に満たないひとり親世帯に対し、福祉向県営住宅への優先入居に関する相談、案内を行った。家庭外で働くことの困難な内職希望者に対し、内職就業に関する相談や紹介あっせんを総合福祉センターで愛知県福利協会の内職相談員が行った。 母子自立相談 月曜～金曜 9時～17時 児童課 内職相談 火曜・金曜 10時～15時 総合福祉センター	収入が一定基準に満たないひとり親世帯に対し、福祉向県営住宅への優先入居に関する相談、案内を行う。家庭外で働くことの困難な内職希望者に対し、内職就業に関する相談や紹介あっせんを総合福祉センターで愛知県福利協会の内職相談員が行う。 ・「継続して実施」	児童課

目標Ⅴ 就業における男女共同参画の推進

課題1 女性の労働条件の整備と職業能力育成の推進

① 男女の雇用機会均等の普及と多様な働き方の条件整備

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
70 男女雇用機会均等法の普及促進	男女雇用機会均等法の周知徹底 (V-1-①-70-1)	男女雇用機会均等法の内容が普及・定着するよう関係機関からのチラシなどを窓口において啓発した。	男女雇用機会均等法の内容が普及・定着するよう関係機関からのチラシなどを窓口において啓発する。	経済振興課
71 再就職への支援	パートバンク事業の推進 (V-1-①-71-1)	「春日井パートバンク」においてパートタイマーの雇用相談、職業相談及び職業紹介を専門に行い、求人者並びに求職者へのサービスの向上を図った。 (平成16年4月1日～平成17年3月末現在) ・年間来室者数 8,164名、職業紹介件数 885件 ・就職件数 300件、電話相談 1,048件など	「春日井パートバンク」においてパートタイマーの雇用相談、職業相談及び職業紹介を専門に行い、求人者並びに求職者へのサービスの向上を図る。 パートタイマーの雇用相談、職業相談及び職業紹介等	経済振興課
72 多様な働き方の労働条件の向上	テレワーク・SOHOなどの情報提供 (V-1-①-72-1)	テレワーク・SOHOなど多様な働き方についての情報の収集に努めた。	テレワーク・SOHOなど多様な働き方についての情報の収集に努める。	経済振興課
	労働基準法、パートタイム労働法などの周知 (V-1-①-72-2)	パートタイム労働者の労働環境の改善や、パートタイム労働者の雇用管理上の問題点などの改善のため開催した。 (Ⅱ-1-②-20-1「能力活用セミナーの開催」の再掲)	パートタイム労働者の労働環境の改善や、パートタイム労働者の雇用管理上の問題点などの改善のため開催する。 (Ⅱ-1-②-20-1「能力活用セミナーの開催」の再掲)	経済振興課

② 就業と起業に関する情報の提供とネットワークづくりへの支援

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
73 就職情報の提供	求職情報の提供 (V-1-②-73-1)	パートバンクの求職情報紙による情報を提供した。 (V-1-①-71-1「パートバンク事業の推進」の再掲)	パートバンクの求職情報紙による情報を提供する。 (V-1-①-71-1「パートバンク事業の推進」の再掲)	経済振興課
		実績なし	・新規 若年者が職業生活や職業に関するさまざまな情報を気軽に入手できるよう個別相談や電話相談をおこなう。 「青少年しごとふれあい相談」の開設 ・日時 毎月第1・3木曜日(平成17年7月7日より) 10時~15時 ・場所 レディヤンカすかい4階相談室 ・相談員 能力開発支援アドバイザー	青少年女性センター
74 起業への支援	起業関連事業、融資制度などの情報提供 (V-1-②-74-1)	中小企業者に対する商工業振興資金融資制度の窓口になるとともに、新規開業者に対する他の融資制度についても情報提供した。 商工業振興資金融資 ・件数 983件 ・融資額 7,374,660千円	中小企業者に対する商工業振興資金融資制度の窓口になるとともに、新規開業者に対する他の融資制度について情報提供をする。	経済振興課
	女性起業に関する講座の開催 (V-1-②-74-2)	実績なし	予定なし 関係機関の起業、創業に関する講座情報を提供するとともに、春日井商工会議所内の中小企業支援センターが実施する起業、創業に対する支援、相談について紹介する。	経済振興課
	商工業振興資金融資信用保証料の助成 (V-1-②-74-3)	中小企業の経営安定を図るため、商工業振興資金融資により資金調達する場合に必要となる信用保証料の全部又は一部を助成した。 ・通常資金 90%助成 ・特別小口資金 100%助成 ・助成件数 958件 ・信用保証料総額 162,552千円	中小企業の経営安定を図るため、商工業振興資金融資により資金調達する場合に必要となる信用保証料の全部又は一部を助成する。 ・通常資金 90%助成 ・特別小口資金 100%助成	経済振興課
75 働く女性のためのネットワークづくり	女性のネットワークづくりへの支援 (V-1-②-75-1)	働く女性等を対象とした講座を開催した。 ・働く男女の家庭介護(6回) 参加者7人 実施日 9月4日~10月23日 各火曜日	働く女性等を対象とした講座を開催する。 ・内容 未定	青少年女性センター

③ 職業能力の開発・向上への支援

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
76 職業意識の向上	労務講座や経済講演会の開催 (V-1-③-76-1)	社会・経済情勢の動向や景気の見通しなどの経済に関する情報を中小企業者等に提供し、企業経営に資するため経済講演会を開催した。 開催日 平成17年1月18日 講師 東洋大学経済学部 教授 松原 聡 氏 演題 2005年日本経済の動向 聴講者 250名	社会・経済情勢の動向や景気の見通しなどの経済に関する情報を中小企業者等に提供し、企業経営に資するため経済講演会を開催する。 平成18年1月開催予定	経済振興課
	職業支援講座の開催 (V-1-③-76-2)	職業能力向上のための学習機会を提供するため、講座の開催をした。 (V-1-②-75-1「女性のネットワークづくりへの支援」の再掲)	職業能力向上のための学習機会を提供するため、講座の開催をする。 (V-1-②-75-1「女性のネットワークづくりへの支援」の再掲)	青少年女性センター
77 能力開発・職域の拡大への支援	実務講座の開催 (V-1-③-77-1)	職業能力の開発や職域を拡大するよう講座を開催した。 (II-1-②-20-1「能力活用セミナーの開催」の再掲)	職業能力の開発や職域を拡大するよう講座を開催する。 (II-1-②-20-1「能力活用セミナーの開催」の再掲)	経済振興課
	通信教育、資格取得に関する情報の提供 (V-1-③-77-2)	職業能力開発や職域拡大のため、広報や商工会議所の機関紙などを通じて通信教育、資格取得に関する情報の提供を行った。 ・カラーコーディネーター検定 ・福祉住環境コーディネーター検定 ・販売士検定 ・簿記検定 など	職業能力開発や職域拡大のため、広報や商工会議所の機関紙などを通じて通信教育、資格取得に関する情報の提供を行う。	経済振興課
	研修会派遣への助成 (V-1-③-77-3)	中小企業の人材を育成するため、国の中小企業大学校、県の中小企業管理者研修、春日井商工会議所の春日井能力開発学院の研修に、経営者、従業員を受講させた場合に助成した。 ・受講者 226人 (内訳) 春日井能力開発学院 201人 中小企業大学校(国) 20人 中小企業管理者研修(県) 5人	中小企業の人材を育成するため、国の中小企業大学校、県の中小企業管理者研修、春日井商工会議所の春日井能力開発学院の研修に、経営者、従業員を受講させる場合に助成する。 ・「継続して実施」	経済振興課

④ 女性労働相談体制の整備

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
78 労働相談体制の充実	労働に関する各種相談体制の充実 (V-1-④-78-1)	働く女性の職場の悩みなど、さまざまな問題に対処する相談体制の充実を図った。 労働相談（平成16年4月～平成17年3月末現在） ・第1水曜日13時～16時まで 年10回実施 ・相談員は、愛知県より派遣 ・相談件数 18件（男5人、女12人）	働く女性の職場の悩みなど、さまざまな問題に対処する相談体制の充実を図る。 労働相談（平成17年4月末現在） ・第1水曜日13時～16時まで 年10回実施予定 ・相談員は、愛知県より派遣 ・相談件数 2件（男1人、女1人）	生活課
		男女人権相談 （性別による差別的取扱、セクシュアル・ハラスメントなど人権侵害に関する相談） ・相談件数 241件（平成17年3月末現在）	男女人権相談 （性別による差別的取扱、セクシュアル・ハラスメントなど人権侵害に関する相談） ・相談件数 30件（平成17年4月末現在）	青少年女性センター
		勤労者の労働災害、賃金、雇用等の諸問題の解決を図るため「労務相談」を開設した。 ・日 時 第4水曜日14時から16時まで 年11回 ・場 所 市役所市民相談コーナー ・相談員 社会保険労務士 ・相談者 10人（内女性4人）	勤労者の労働災害、賃金、雇用等の諸問題の解決を図るため労務相談を開設する。 ・日 時 第4水曜日14時から16時まで 年11回 ・場 所 市役所市民相談コーナー ・相談員 社会保険労務士 ・相談者 0人（内女性0人）（平成17年4月末現在）	経済振興課
		家庭外で働くことの困難な内職希望者に対し、内職就業に関する相談や紹介あっせんを総合福祉センターで愛知県福利協会の内職相談員が行った。 市母子自立支援員による、母子家庭及び寡婦の自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行った。 内職相談 火曜・金曜 10時～15時 総合福祉センター ・相談件数 896件 母子自立相談 月曜～金曜 9時～17時 児童課 ・相談件数 931件	家庭外で働くことの困難な内職希望者に対し、内職就業に関する相談や紹介あっせんを総合福祉センターで愛知県福利協会の内職相談員が行う。 市母子自立支援員による、母子家庭及び寡婦の自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 内職相談 火曜・金曜 10時～15時 総合福祉センター 母子自立相談 月曜～金曜 9時～17時 児童課	児童課

課題2 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

① セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
79 セクシュアル・ハラスメント防止への啓発	企業向けセクシュアル・ハラスメント防止啓発 (V-2-①-79-1)	事業主、人事・労務担当者を対象にパートタイム雇用管理セミナーを開催する中で、企業がセクシュアル・ハラスメント防止を効果的に実施できるようにチラシの配布などで啓発した。また、窓口にチラシ、ポスターなどを置いて啓発した。 ・パートタイム雇用管理セミナー 11月18日 22名参加(内女性8名) *春日井商工会議所、春日井公共職業安定所、財団法人21世紀職業財団との共催	事業主、人事・労務担当者を対象にパートタイム雇用管理セミナーを開催する中で、企業がセクシュアル・ハラスメント防止を効果的に実施できるようにチラシの配布などで啓発する。また、窓口にチラシ、ポスターなどを置いて啓発する。 平成17年11月開催予定	経済振興課

② 育児・介護休業の取得促進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
80 育児休業取得促進の啓発	育児休業取得促進の啓発 (V-2-②-80-1)	女性はもとより男性の育児休業の取得促進に向け、関係機関からの啓発チラシ、ポスターなどを窓口において啓発した。	女性はもとより男性の育児休業の取得促進に向け、関係機関からの啓発チラシ、ポスターなどを窓口において啓発する。	経済振興課
81 介護休業取得促進の啓発	介護休業取得促進の啓発 (V-2-②-81-1)	女性も男性も等しく介護休業を取得できるよう関係機関からの啓発チラシ、ポスターなどを窓口において啓発した。	女性も男性も等しく介護休業を取得できるよう関係機関からの啓発チラシ、ポスターなどを窓口において啓発する。	経済振興課

③ 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
82 パートナーシップの確立	家族経営協定などの周知 (V-2-③-82-1)	実績なし	予定なし	経済振興課
83 女性の交流ネットワークへの支援	女性経営者、女性従業員のネットワークへの支援 (V-2-③-83-1)	商店街のおかみさんを対象としたおかみさん会を支援した。 女性セミナー「商店街おかみさん研修会」の開催 ・平成17年3月7日開催 参加者 44名	商店街のおかみさんを対象としたおかみさん会を支援する。 おかみさんの知識向上のため、女性セミナー「商店街おかみさん研修会」を開催する予定	経済振興課
		地域活性化を推進するため、農産加工、環境問題への取り組みなどの活動を通じて、女性の能力発揮を目指した。 春日井市生活改善実行グループの会議への出席、会議室等の手配、視察研修の手配、秋の農業祭に出店した。	地域活性化を推進するため、農産加工、環境問題への取り組みなどの活動を通じて、女性の能力発揮を目指す。 ・「継続して実施」	農政課

④ 企業における男女共同参画の推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
84 男女共同参画推進企業 への支援	男女共同参画事業推進 優良企業の紹介 (V-2-④-84-1)	実績なし	予定なし	青少年女性課 経済振興課
85 就業における母性保護 の推進	職場における母性保護 に関する法律などの周 知徹底 (V-2-④-85-1)	働く女性が安心して妊娠、出産できるように、男女雇用機 会均等法や労働基準法などで定める母性を守る規定につ いて、関係機関からの啓発チラシ、ポスターなどを窓口に おいて啓発した。	働く女性が安心して妊娠、出産できるように、男女雇用機 会均等法や労働基準法などで定める母性を守る規定につ いて、関係機関からの啓発チラシ、ポスターなどを窓口に おいて啓発する。	経済振興課
		母子健康手帳内「母性健康管理指導事項連絡カード」の利 用法をパパママ教室で説明し、母性保護に関する法律など の周知徹底に努めた。	・「継続して実施」	健康推進課
	妊娠時の定期健診受診 の啓発 (V-2-④-85-2)	妊娠中及び出産後の女性労働者が、定期健診などを受診で きるよう啓発を行った。 ・「母性健康管理カード」を、母子健康手帳内に添付。 ・「母と子のしおり」を配付し、無料受診券にて妊婦時の 受診を容易にしている。	妊娠中及び出産後の女性労働者が、定期健診などを受診で きるよう啓発を行う。 ・「継続して実施」	健康推進課

目標Ⅵ 人権が尊重される社会の実現

課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 女性に対するあらゆる暴力を根絶するための環境づくりの推進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
86 女性に対する暴力の実態把握	女性に対する暴力の実態調査の実施 (Ⅵ-1-①-86-1)	実績なし ※かすかゝい男女共同参画プラン(平成14年3月策定)改訂時に男女共同参画意識調査の中において実施予定	予定なし ※かすかゝい男女共同参画プラン(平成14年3月策定)改訂時に男女共同参画意識調査の中において実施予定	青少年女性課
87 女性に対する暴力根絶への啓発	女性に対する暴力根絶への広報、セミナーなどによる啓発 (Ⅴ-1-①-87-1)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、啓発を行った。 ・ポスター「もう、がまんできない!」という。それも勇氣です。」(アジア女性基金作成)を公共施設に配布 ・男女共同参画情報紙「はるか 第12号・13号」にて啓発周知(4月・10月)	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、啓発を行う。 ・ポスター「妻や恋人に手をあげたことがある方へ、『警告します!』」(アジア女性基金作成)を公共施設に配布 ・男女共同参画情報紙「はるか 第14号・15号」にて啓発周知(4月・10月) ・広報春日井6月15日号「おしえて!道風くん」のコーナーでレディヤンかすかゝい相談室等の紹介	青少年女性課

② 被害者救済システムの整備・充実

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管																								
88 被害者救済体制の検討	被害者の救済体制の検討 (VI-1-②-88-1)	実績なし	検討予定	青少年女性課																								
89 被害者の相談体制の充実	被害者の相談体制の充実 (VI-1-②-89-1)	<p>より多くの女性の悩みごとに対応するため、「家庭相談」を1時間半延長し、従来は面接のみであった「こころの相談」を電話による相談も受け付けることとし、相談窓口を広げた。 (平成16年4月～平成17年3月末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数(内DV)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性相談(毎週火曜日)</td> <td>116(7)</td> </tr> <tr> <td>女性のための家庭相談(毎週木曜日)</td> <td>100(5)</td> </tr> <tr> <td>法律相談(第1・3土曜日)</td> <td>78(5)</td> </tr> <tr> <td>こころの相談(第2・4土曜日)</td> <td>18(2)</td> </tr> <tr> <td>男女人権相談(毎週水・金曜日)</td> <td>241(18)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※男女人権相談相談者男女別：女206人、男35人</p>	名称	件数(内DV)	女性相談(毎週火曜日)	116(7)	女性のための家庭相談(毎週木曜日)	100(5)	法律相談(第1・3土曜日)	78(5)	こころの相談(第2・4土曜日)	18(2)	男女人権相談(毎週水・金曜日)	241(18)	<p>より多くの女性の悩みごとに対応するため、5分野の相談に区分けして、きめ細かい相談体制としている。 (平成17年4月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数(内DV)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性相談(毎週火曜日)</td> <td>11(2)</td> </tr> <tr> <td>女性のための家庭相談(毎週木曜日)</td> <td>11(1)</td> </tr> <tr> <td>法律相談(第1・3土曜日)</td> <td>6(0)</td> </tr> <tr> <td>こころの相談(第2・4土曜日)</td> <td>0(0)</td> </tr> <tr> <td>男女人権相談(毎週水・金曜日)</td> <td>30(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※男女人権相談相談者男女別：女29人、男1人</p>	名称	件数(内DV)	女性相談(毎週火曜日)	11(2)	女性のための家庭相談(毎週木曜日)	11(1)	法律相談(第1・3土曜日)	6(0)	こころの相談(第2・4土曜日)	0(0)	男女人権相談(毎週水・金曜日)	30(4)	青少年女性課 青少年女性センター
名称	件数(内DV)																											
女性相談(毎週火曜日)	116(7)																											
女性のための家庭相談(毎週木曜日)	100(5)																											
法律相談(第1・3土曜日)	78(5)																											
こころの相談(第2・4土曜日)	18(2)																											
男女人権相談(毎週水・金曜日)	241(18)																											
名称	件数(内DV)																											
女性相談(毎週火曜日)	11(2)																											
女性のための家庭相談(毎週木曜日)	11(1)																											
法律相談(第1・3土曜日)	6(0)																											
こころの相談(第2・4土曜日)	0(0)																											
男女人権相談(毎週水・金曜日)	30(4)																											
		<p>夫・恋人による脅迫、暴力などにより女性が養育する児童の福祉に欠ける場合、児童と児童を養育する女性の相談や保護を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止相談 月曜～金曜 9時～17時 児童課 相談件数 598件 ・母子自立相談 月曜～金曜 9時～17時 児童課 相談件数 931件 ・母子保護の実施件数 11件(一時保護を含む) ・愛知県女性相談センターからの一時保護受託 8件 	<p>夫・恋人による脅迫、暴力などにより女性が養育する児童の福祉に欠ける場合、児童と児童を養育する女性の相談や保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止相談 月曜～金曜 9時～17時 児童課 ・母子自立相談 月曜～金曜 9時～17時 児童課 	児童課																								

	<p>相談窓口職員などへの啓発 (VI-1-②-89-2)</p>	<p>ドメスティック・バ イオリスなどの相談者に対し、適切な対応がなされるよう相談窓口職員などが各種研修に参加した。</p> <p>市町村女性問題相談員育成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 7月13日、17年2月3日 ・参加者 青少年女性センター主査、家庭相談員 <p>女性問題相談員ネットワーク事業 DVを理解する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主 催 あいち女性総合センター ・日 時 11月18日 10時30分～15時30分 ・参加者 青少年女性課男女共同参画推進担当主査、主事 <p>愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議 第4回ワーキンググループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主 催 愛知県健康福祉部医療福祉計画課 ・日 時 17年2月21日 13時30分～15時30分 ・参加者 青少年女性課 男女共同参画推進担当主査 (他 児童課主査、社会課主査も参加) 	<p>ドメスティック・バ イオリスなどの相談者に対し、適切な対応がなされるよう相談窓口職員などが各種研修に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「継続して実施」 	<p>青少年女性課 青少年女性センター 児童課</p>
--	---------------------------------------	--	--	-------------------------------------

課題2 女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のための環境づくり

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識の啓発

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
<p>90 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知 (VI-2-①-90-1)</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解が深まるよう、中学生・高校生からの相談を受ける指導者向けの手引書を作成し、指導者が授業等で活用できる資料として配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊子名 「いのちの学習 指導案例集 2004 性・エイズ教育」〔中間報告書〕(思春期教育研究委員会) ・冊子名 「ぼくの悩み・わたしの悩み-思春期保健相談 Q&A-」(思春期教育研究委員会) ・形態 A5版、59ページ ・発行部数 500部 ・配布先 平成16年3月作成、4月に市内小中学校、高校、各公共施設に配布 	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解が深まるよう、中学生・高校生からの相談を受ける指導者向けの「いのちの学習 指導案例集 2004 性・エイズ教育」〔中間報告書〕(思春期教育研究委員会)の手引書を授業等で活用する。</p>	<p>学校教育課 青少年女性課</p>
	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の開催 (VI-2-①-90-2)</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう学習機会を提供した。 (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解が深まるよう、青少年女性課で開催する講座等で取り上げる。 (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)</p>	<p>青少年女性課</p>
			<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう学習機会を提供する。 (I-1-②-4-2「ジェンダーに関する講座の開催」の再掲)</p>	<p>青少年女性課</p>

91 性に関する教育の充実	エイズや薬物乱用防止に関する教育の充実 (VI-2-①-91-1)	児童生徒がエイズと薬物乱用に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるような教育を推進した。 ・神領小学校、南城中学校、春日井高等学校の3校が「エイズ教育推進地域事業」の成果を発表した。	児童生徒がエイズと薬物乱用に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるような教育を推進する。 特に薬物乱用については、近年各学校で警察による指導等も含め、PTAも参加して実施されている。	学校教育課
	性に関する教育の充実 (VI-2-①-91-2)	思春期の児童生徒が性に関する正しい知識を身につけ、生涯にわたり健康で、幸せな生活が送れるような教育を推進した。 ・新学習指導要領によって、小学校中学年の体育の保健分野に性指導が位置づけられ、早い時期からの思春期教育が実施された。 ・思春期教育研究委員会発行の「思春期相談Q&A」を活用して、各小中学校における性教育を進めた。	思春期の児童生徒が性に関する正しい知識を身につけ、生涯にわたり健康で、幸せな生活が送れるような教育を推進する予定。 ・「継続して実施」	学校教育課
	思春期教育の充実 (VI-2-①-91-3)	思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を身につけ適切な行動がとれるよう性教育に関する啓発を行う。 ・思春期教育研究委員会の開催 平成16年6月15日 ・思春期教育講演会の開催 平成16年12月1日 テーマ「選ばれた生命・大切に」 ー思春期の子どもたちにどう伝えるか生と性ー 講師 新實 房子氏 対象 市内小・中・高の保護者等 ・性に関する手引書（指導者用）の作成 ・性教育（エイズ教育）推進地域事業の実施 指定校（神領小、南城中、春日井高校）での授業研究 ・実践報告書の作成等継続して実施	予定なし (思春期教育研究委員会は初期の目的を達成した為、今後、学校等の現場で対応することになった為)	青少年女性課
		思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を身につけ適切な行動がとれるよう性教育を行う。 各小中学校の児童生徒のそれぞれの学年に適した思春期教育を、学級活動や保健指導など通して行った。	思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を身につけ適切な行動がとれるよう性教育を行う。 ・「継続して実施」	学校教育課

② 妊娠・出産にかかわる保健施策の充実

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
92 母性保護意識の啓発	母と子のしおりの配付 (VI-2-②-92-1)	女性の妊娠、出産など母性機能の社会的重要性の認識を深めるため意識啓発をすすめるとともに父親の積極的な子育ての参加を促進した。 ・「母と子のしおり」(妊婦健診2枚、乳児健診2枚、妊産婦歯科健診1枚)3,576冊配付 ・県内医療機関にて受診可能(歯科受診券は春日井市内のみ)	女性の妊娠、出産など母性機能の社会的重要性の認識を深めるため意識啓発をすすめるとともに父親の積極的な子育ての参加を促進する。 ・「継続して実施」	健康推進課
	パパママ教室の開催 (VI-2-②-92-2)	女性の妊娠、出産など母性機能の社会的重要性の認識を深めるため意識啓発をすすめるとともに父親の積極的な子育ての参加を促進した。 (Ⅲ-1-①-36-2「パパママ教室、介護教室の開催」の再掲)	女性の妊娠、出産など母性機能の社会的重要性の認識を深めるため意識啓発をすすめるとともに父親の積極的な子育ての参加を促進する。 ・「継続して実施」	健康推進課
93 妊娠・出産期における女性などの健康と安全への支援	妊婦栄養教室の開催 (VI-2-②-93-1)	パパママ教室の3回目で実施している「妊娠中の栄養について」「離乳食について」に合併実施した。調理実習は廃止。 食生活改善推進員による妊婦を対象に調理実習 9月15日 16人参加 10月20日 7人参加(台風のため8人欠席)	妊娠中に不足しやすい栄養素を補う料理について調理実習する。 実施予定 10月5日 保健センター 20名 11月18日 レディヤン 20名	健康推進課
	保健師・助産師による訪問指導の充実 (VI-2-②-93-2)	乳児健診の受診勧奨を進め、受診後のフォローアップや保健師・助産師による訪問指導の充実を図った。また、出産・育児に関する相談を充実した。 希望を受けて訪問 新生児訪問 619組 乳児訪問 344件	乳児健診の受診勧奨を進め、受診後のフォローアップや保健師・助産師による訪問指導の充実を図る。また、出産・育児に関する相談を充実する。 ・「継続して実施」	健康推進課
	出産・育児に関する相談の充実 (VI-2-②-93-3)	乳児健診の受診勧奨を進め、受診後のフォローアップや保健師・助産師による訪問指導の充実を図った。また、出産・育児に関する相談を充実した。 (Ⅲ-2-②-43-3「乳幼児健康相談の充実」の再掲)	乳児健診の受診勧奨を進め、受診後のフォローアップや保健師・助産師による訪問指導の充実を図る。また、出産・育児に関する相談を充実する。 ・「継続して実施」	健康推進課

③ 心身の健康保持・増進のための環境整備

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
94 健康づくりのための環境整備	心身の健康づくり事業の推進 (VI-2-③-94-1)	健康管理センターや保健センターの事業を充実するとともに心身の健康の維持・増進をめざし健康づくり事業を推進した。 健康診査、健康教育、健康相談、健康講座等のほか、健康救急フェスティバル等の実施	健康管理センターや保健センターの事業を充実するとともに心身の健康の維持・増進をめざし健康づくり事業を推進する。 ・「継続して実施」	健康推進課
	保健事業の基盤整備 (VI-2-③-94-2)	健康管理センターや保健センターの事業を充実するとともに心身の健康の維持・増進をめざし健康づくり事業を推進した。 健康管理センター 休日急病診療業務や総合健診のほか、各種検診等の実施 保健センター 休日診療業務や各種検診業務のほか、健康増進事業、健康づくり事業等の実施	健康管理センターや保健センターの事業を充実するとともに心身の健康の維持・増進をめざし健康づくり事業を推進する。 健康管理センター 休日急病診療業務や総合健診のほか、各種検診等の実施 また、平成17年度から新規に前立腺がん検診と子宮がん検診を実施 保健センター 継続して実施	健康推進課
95 ライフステージに応じた健康づくり	健康づくり講座などの開催 (VI-2-③-95-1)	ライフサイクルを通じた健康保持などを考え、健康講座を開催した。 「うつ」をテーマに、「こころの風邪、ひいていませんか」と題して講演会の開催をした。	ライフサイクルを通じた健康保持などを考え、健康講座を開催する。 「誰にでもかかりうるうつ病について」と題し、ストレスの多い社会でのうつ病の予防や対処法についての講演会の開催。	健康推進課
	基本健康診査、各種がん検診の受診奨励 (VI-2-③-95-2)	生活習慣病の予防やがんの早期発見・治療を目的として各種検診を実施した。(平成16年4月～平成17年2月実績) 基本健康診査 20,435人 胃がん検診 10,808人 大腸がん検診 11,104人 子宮がん検診 5,826人 乳がん検診 7,113人 肺がん検診 16,257人 肝炎ウイルス検診 2,982人 骨粗しょう症検診 1,761人 総合健診 6,404人	生活習慣病の予防やがんの早期発見・治療を目的として各種検診を実施する。 ・「継続して実施」 ※平成17年度から前立腺がん検診実施	健康推進課

	健康相談、健康教室の充実 (VI-2-③-95-3)	心身の健康問題に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行った。また健康教育により、生活習慣病の予防及び健康の保持・増進を図った。(平成17年3月末現在) ・重点健康相談(高血圧、高脂血症、糖尿病、歯周疾患、骨そしょう症、病態別)開催数127回 延相談者数 429人 ・総合健康相談 48回 延相談者数 268人 ・集団健康教育 218回 延受講者数 4,696人 ・個別健康教育(高脂血症、糖尿、喫煙) 61回 延受講者数 1,069人	心身の健康問題に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。また健康教育により、生活習慣病の予防及び健康の保持・増進を図る。(平成17年4月末現在) ・「継続して実施」	健康推進課
96 スポーツの推進などによる健康づくり	健康体操教室の開催 (VI-2-③-96-1)	誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、スポーツによる心と体の健康づくりの増進を図った。 ・市民健康体操「フレッシュ春日井」「すこやか春日井」の普及とともに、家庭でできる体操を紹介 ・体操教室(初心者対象) 1月13日~2月24日の間 7回実施	誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、スポーツによる心と体の健康づくりの増進を図る。 ・市民健康体操「フレッシュ春日井」「すこやか春日井」の普及とともに、家庭でできる体操を紹介 ・体操教室(初心者対象) 11月8日~1月24日の間 7回実施予定	健康推進課
	レクリエーションスポーツ大会の開催 (VI-2-③-96-2)	誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、スポーツによる心と体の健康づくりの増進を図った。 名 称 第12回レクリエーションスポーツ大会 (グラウンド・ゴルフ、ソフトバレーボール、インディアカ) 開催日 5月16日 場 所 総合体育館 参加人数 750人	誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、スポーツによる心と体の健康づくりの増進を図る。 名 称 第13回レクリエーションスポーツ大会 (グラウンド・ゴルフ、ソフトバレーボール、インディアカ) 開催日 5月22日 場 所 総合体育館 参加予定人数 800人	体育課
	女性1万人スポーツの祭典の実施 (VI-2-③-96-3)	誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、スポーツによる心と体の健康づくりの増進を図った。 ・と き 9月18日(土) ・場 所 総合体育館・温水プール ・競技内容 レディースカップ種目 バレーボール競技始め3種目 自由参加種目 ソフトバレーボール始め7種目 その他競技 健康体操始め3種目 ・アトラクション 和太鼓演奏(軒轅太鼓) ・参加者 3,500人	誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、スポーツによる心と体の健康づくりの増進を図る。 ・と き 9月17日(土) ・場 所 総合体育館・温水プール ・競技内容 レディースカップ種目 バレーボール競技始め3種目 自由参加種目 ソフトバレーボール始め7種目 その他競技 健康体操始め3種目 ・アトラクション 未定	青少年女性課

<p>スポーツ・健康づくり講座の開催 (VI-2-③-96-4)</p>	<p>誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、スポーツによる心と体の健康づくりの増進を図った。</p>	<table border="1"> <tr> <td>・太極拳入門 ・スポーツ教室（ショートテニス） ・初心者向けの社交ダンス</td> <td>知多</td> </tr> <tr> <td>・健康太極拳 ・楽しく親子でリトミック</td> <td>中央</td> </tr> <tr> <td>・初心者のためのヨガ療法・ダンベル教室</td> <td>鷹来</td> </tr> <tr> <td>・親と子のふれあい遊び</td> <td>坂下</td> </tr> <tr> <td>・リズム健康体操教室（市民講座前期） ・体操（市民講座後期）</td> <td>東部市民</td> </tr> </table>	・太極拳入門 ・スポーツ教室（ショートテニス） ・初心者向けの社交ダンス	知多	・健康太極拳 ・楽しく親子でリトミック	中央	・初心者のためのヨガ療法・ダンベル教室	鷹来	・親と子のふれあい遊び	坂下	・リズム健康体操教室（市民講座前期） ・体操（市民講座後期）	東部市民	<p>誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、スポーツによる心と体の健康づくりの増進を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>・春に向かって健康づくり</td> <td>知多</td> </tr> <tr> <td>・楽しく親子でリトミック</td> <td>中央</td> </tr> <tr> <td>・健康太極拳 ・フラダンス講座</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・初心者のための中国気功法他</td> <td>鷹来</td> </tr> <tr> <td>・親と子のふれあい遊び</td> <td>坂下</td> </tr> <tr> <td>・高齢者にもできる健康体操（市民講座前期） ・体操（市民講座後期）</td> <td>東部市民</td> </tr> </table>	・春に向かって健康づくり	知多	・楽しく親子でリトミック	中央	・健康太極拳 ・フラダンス講座		・初心者のための中国気功法他	鷹来	・親と子のふれあい遊び	坂下	・高齢者にもできる健康体操（市民講座前期） ・体操（市民講座後期）	東部市民	<p>公民館</p>
・太極拳入門 ・スポーツ教室（ショートテニス） ・初心者向けの社交ダンス	知多																									
・健康太極拳 ・楽しく親子でリトミック	中央																									
・初心者のためのヨガ療法・ダンベル教室	鷹来																									
・親と子のふれあい遊び	坂下																									
・リズム健康体操教室（市民講座前期） ・体操（市民講座後期）	東部市民																									
・春に向かって健康づくり	知多																									
・楽しく親子でリトミック	中央																									
・健康太極拳 ・フラダンス講座																										
・初心者のための中国気功法他	鷹来																									
・親と子のふれあい遊び	坂下																									
・高齢者にもできる健康体操（市民講座前期） ・体操（市民講座後期）	東部市民																									
<p>小中学校体育館や高校運動場の地域への開放 (VI-2-③-96-5)</p>	<p>小中学校体育館や高校運動場の地域への開放を促進し、身近でスポーツに親しめる場の提供を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校体育館 53校 小学生～一般まで男女問わず10人以上の団体 種目は武道、球技、体操等 延べ利用者数 346,647人 ・高校運動場 7校 種目はソフトボール、軟式野球、テニス 延べ利用者数 1,394人 	<p>小中学校体育館及び武道場や高校運動場の地域への開放を促進し、身近でスポーツに親しめる場の提供を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校体育館 53校 ・中学校武道場 15校 小学生～一般まで男女問わず10人以上の団体 種目は球技、武道、体操等 ・高校運動場 7校 種目はソフトボール、軟式野球、テニス 		<p>体育課</p>																						
<p>スポーツ指導者の養成 (VI-2-③-96-6)</p>	<p>指導者を必要としているスポーツ団体に、専門的知識を身につけたスポーツ指導者を紹介する「スポーツリーダーバンク」の機会を広げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツリーダーバンク登録者 33人 	<p>指導者を必要としているスポーツ団体に、専門的知識を身につけたスポーツ指導者を紹介する「スポーツリーダーバンク」の機会を広げる。(平成17年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツリーダーバンク登録者 33人 (内 男20人 女13人) 		<p>体育課</p>																						
<p>体育指導委員の資質の向上 (VI-2-③-96-7)</p>	<p>スポーツ振興法に基づき、市民へのスポーツ実技の指導や市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図る体育指導委員を委嘱し、地域における生涯スポーツ振興の指導者としての資質の向上を図った。 (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育指導委員 72名 (内 男46名・女26名 ※各小学校区1～2名) 	<p>スポーツ振興法に基づき、市民へのスポーツ実技の指導や市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図る体育指導委員を委嘱し、地域における生涯スポーツ振興の指導者としての資質の向上を図る。 (平成17年4月22日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育指導委員 71名 (内 男46名・女25名 ※各小学校区1～2名) 		<p>体育課</p>																						

97 心身の健康管理に対応した相談体制の充実	生活習慣病、更年期障害などの保健指導の充実 (VI-2-③-97-1)	女性の心と身体的確な健康管理ができるよう思春期、妊娠・出産、更年期など生涯を通じた問題に対する相談体制を図った。 (VI-2-③-95-3「健康診断、健康教育の充実」の再掲)	女性の心と身体的確な健康管理ができるよう思春期、妊娠・出産、更年期など生涯を通じた問題に対する相談体制を図る。 ・「継続して実施」	健康推進課
	養護教諭、スクールカウンセラーの配置の拡充 (VI-2-③-97-2)	女性の心と身体的確な健康管理ができるよう思春期、妊娠・出産、更年期など生涯を通じた問題に対する相談体制を図る。 ・スクールカウンセラー派遣 小学校21校に月1回 中学校15校に月3回 ・心の教室相談員 小学校17校に週3回 ・SSC相談員 中学校6校に週1日 ・養護教諭の複数配置校 春日井小学校、不二小学校、中部中学校、西部中学校 ・カウンセリング実技研修会 平成16年8月 ・カウンセリング技術向上研修会 平成17年2月	女性の心と身体的確な健康管理ができるよう思春期、妊娠・出産、更年期など生涯を通じた問題に対する相談体制を図る。 ・スクールカウンセラー派遣 小学校10校に月1回 中学校9校に月3回 ・心の教室相談員 小学校28校に週3回 ・SSC相談員 中学校6校に週1日 ・県スクールカウンセラー 中学校13校に週8時間 ・養護教諭の複数配置校 春日井小学校、篠木小学校、不二小学校、柏原小学校、中部中学校、西部中学校 ・カウンセリング実技研修会 平成17年8月 ・カウンセリング技術向上研修会 平成18年1月	学校教育課

課題3 メディアにおける女性の人権の尊重

① 女性の人権尊重の表現推進のためのメディアへの働きかけ

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
98 有害メディアの規制	有害図書やビデオの規制 (VI-3-①-98-1)	性差別につながる有害図書やビデオが家庭に持ち込まれないようにするため回収等に努めた。 ・「少年愛護の箱」(JR勝川駅、春日井駅、神領駅、高蔵寺駅 4駅)からの有害図書の回収・・・年23回、回収冊数(平成17年3月末現在)4,573冊(内 有害図書320冊、ビデオ10本、CDロム7枚、DVD10枚) ・図書類自動販売機に関する実態を調査し、県に情報提供を行った。	性差別につながる有害図書やビデオが家庭に持ち込まれないようにするため回収等に努める。 ・「少年愛護の箱」による有害図書の回収等を継続して実施	青少年女性課 少年センター
99 メディア・企業への働きかけ	人権を尊重した情報発信への働きかけ (VI-3-①-99-1)	人権を尊重した啓発活動等の展開をした。 人権週間(12/4~12/10)の街頭啓発行事や特別なやみごと人権相談の実施により、広く住民に人権意識の普及・高揚を図った。 ・なやみごと人権相談 (平成16年4月~平成17年3月末現在) 件数 98件(男26人、女76人) 内容 家事、民事 他 ・特別なやみごと人権相談 (平成16年4月~平成17年3月末現在) 件数 2件(男0人、女2人)	人権を尊重した啓発活動等の展開をする。 人権週間(12/4~12/10)の街頭啓発行事や特別なやみごと人権相談の実施により、広く住民に人権意識の普及・高揚を図る。 ・なやみごと人権相談(平成17年4月末現在) 件数 4件(男1人、女3人) 内容 家事、民事 他 ・特別なやみごと人権相談(平成17年4月末現在) 件数 0件(男0人、女0人)	生活課
		企業に対し、人権尊重の視点に立った情報発信が行われるよう、性別に基づく固定観念の伝達防止など啓発を行った。 ・かすかひ市男女共同参画紙「はるか」を市内事業所(193社)に送付した。 (I-1-①-1-1「女性情報紙(はるか)の発行」の再掲)	企業に対し、人権尊重の視点に立った情報発信が行われるよう、性別に基づく固定観念の伝達防止など啓発を行う。 ・かすかひ市男女共同参画紙「はるか」を市内事業所(193社)に送付予定。 (I-1-①-1-1「女性情報紙(はるか)の発行」の再掲)	青少年女性課

② 広報・刊行物などにおける性にとられない表現の促進

施策	事業内容	平成16年度事業実績	平成17年度事業予定	所管
100 性差別表現をなくすためのガイドラインの作成	ガイドラインの作成 (VI-3-②-100-1)	※平成15年3月、内閣府男女共同参画局が作成した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を各所属に配付し、ガイドラインとして活用した。 (平成15年10月全課配付)	※平成15年3月、内閣府男女共同参画局が作成した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を各所属に配付し、ガイドラインとして活用する。 (平成15年10月全課配付)	青少年女性課
101 広報など行政情報紙の点検・見直し	広報など行政情報紙の点検・見直し (VI-3-②-101-1)	平成15年3月に男女共同参画局より配付された「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」をもとに、表現が男女いずれかに偏っていないか、性別によってイメージを固定化していないかなど、男女対等な視点で、広報紙などにおける具体的表現やイラスト・写真での描写を見直し・点検した。	平成15年3月に男女共同参画局より配付された「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」をもとに、表現が男女いずれかに偏っていないか、性別によってイメージを固定化していないかなど、男女対等な視点で、広報紙などにおける具体的表現やイラスト・写真での描写を見直し・点検する。	広報広聴課 青少年女性課
102 地域・企業への啓発	性差別表現をなくすための啓発 (VI-3-②-102-1)	地域で活動する団体や企業などに、男女共同参画情報紙「はるか」や「男女共同参画プラン」(ダイジェスト版)を配付し、性差別表現などをなくすための啓発を行った。 (VI-3-①-99-1「人権を尊重した情報発信への働きかけ」の再掲)	・「継続して実施」	青少年女性課

春日井市男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 20 日

春日井市条例第 9 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、本市においても、その理念にのっとり、国内外の動向を踏まえつつ、女性の地位向上に向けた施策を展開するとともに男女共同参画を推進し、すべての人々が個人として尊重され、性別にとらわれることなくのびやかに暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいる。

しかし、男女の平等をはばむ社会の制度や慣行とそれを支える固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、社会のさまざまな活動における男女共同参画を達成するには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、心豊かに生き生きと暮らせる春日井を築くには、男女が、これまでの役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会を実現させることが重要である。

21 世紀を迎えた今、男女が平等で互いに自立した人間として尊重され、共に責任を分かち合い、安心と生きがいのある地域社会を目指して、私たちは、男女共同参画を一層推進することを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、世界的視野の下に行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第 7 条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)

(公衆に表示する情報への配慮)

第 8 条 何人も、公衆に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ春日井市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(参画機会の拡大及び積極的改善措置)

第 11 条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、できる限り男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 12 条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第 13 条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備するものとする。

(実施状況の公表)

第 16 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市が実施する施策に対する申出)

第 17 条 市民及び事業者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、春日井市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する要因に係る相談)

第 18 条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民及び事業者からの相談があったときは、解決に向けて関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画審議会)

第 19 条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、春日井市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第 17 条第 2 項の規定により報告のあった事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 市民

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満としないものとする。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に策定されているかすがい男女共同参画プランは、第 9 条第 1 項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。
- 3 この条例施行の際、現に委嘱されている春日井市男女共同参画懇話会委員は、第 19 条第 4 項の規定に基づき委嘱された委員とみなし、その任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、1 年とする。

かすがい男女共同参画プラン実施状況報告書
－平成16年度事業実績・平成17年度事業予定－

発行 平成17年7月
編集 春日井市市民経済部青少年女性課
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話 0568-85-6154
FAX 0568-85-3786
E-mail sesyojyo@city.kasugai.lg.jp
発行 春日井市

※この報告書にご意見をお寄せください。